

生協福祉事業に関する総合補償制度 ご加入のしおり (日本生協連制度)

居宅介護サービス事業者賠償責任保険【基本補償】
介護サービス従事者傷害保険（オプション）
ホームヘルパー感染症見舞金プラン（オプション）

このたびは生協福祉事業に関する総合補償制度（日本生協連制度）にご加入いただきありがとうございました。

このご加入のしおりは、生協福祉事業に関する総合補償制度についての大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読ください。

日本生活協同組合連合会
共栄火災海上保険株式会社

1. 本制度に加入できる方

日本生活協同組合連合会の会員生協および会員生活協同組合連合会

2. 補償内容

【基本補償】

- ①居宅サービス事業
- ②居宅介護支援事業
- ③生協独自の福祉事業

上記の業務遂行に起因して生じる他人に対する賠償リスクに対して

居宅介護サービス事業者賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款+施設所有（管理）者特別約款+居宅介護サービス事業者総合補償保険・追加特約（日生協用）

①「居宅サービス事業」（訪問介護、訪問入浴介護、通所介護〔デイサービス〕、短期入所生活介護〔ショートステイ〕、福祉用具貸与・販売、グループホーム、その他 家事援助・住宅改修・外出介助等のサービス）および「地域密着型サービス事業」「介護予防サービス事業」「地域密着型介護予防サービス事業」も対象となります。②「居宅介護支援事業」（介護計画作成、要介護・支援申請代行等）および「介護予防支援事業」も対象となります。③その他生協独自の福祉事業（給食サービス事業・ヘルパー養成講座等も含まれます。）が対象となります。
上記の業務遂行に起因して生ずる他人に対する賠償責任負担を包括的に補償します。

補償内容

補償の対象となる業務	補償の対象となる賠償リスク	保険事故例
<ul style="list-style-type: none"> ■ 訪問介護 ■ 訪問入浴介護 ■ 通所介護（デイサービス） ■ 短期入所生活介護（ショートステイ） ■ 福祉用具貸与・販売 ■ グループホーム ■ その他サービス・事業 （家事援助、住宅改修、外出介助など） ■ 居宅介護支援（ケアマネジャー）業務 ■ 介護予防・日常生活支援総合事業 ■ 居宅サービス事業・居宅介護支援事業以外の生協独自の福祉事業（給食サービス事業、ヘルパー養成講座を含みます。） <p>（注）医療行為にあたる介護、例えば、看護、理学療法等によるリハビリ、医学的管理下における介護等は補償の対象となりません。</p>	◆他人に対する 「身体障害」 「財物損壊」	<p>【仕事中のミスに起因する事故】</p> <ul style="list-style-type: none"> ★利用者を車椅子に乗せる際に、ヘルパーのミスで手を滑らせ転ばせてしまい、利用者が腕の骨を折った。 ★利用者を入浴させるため持ち上げたところ、浴槽に落としてしまいケガをさせた。 <p>【サービスの結果に起因する事故】</p> <ul style="list-style-type: none"> ★提供した食事で、利用者が食中毒になり入院した。 ★貸与した介護ベッドに欠陥があり、利用者がケガをした。 ★アセスメントのミスにより利用者に合わないケアを提供しケガをさせた。 <p>【預り物に対する損壊等の事故】</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ヘルパーが利用者の掃除機を借りて掃除をしていた際に、掃除機を落としてしまい壊れた。 ★車椅子で散歩に出かけた際に財布（現金）を預ったが、途中でひったくりにあった。
	◆人格権侵害 プライバシー侵害による賠償	★利用者に断わりなく、事業を紹介するホームページに利用者の写真を載せたところ、利用者からプライバシー侵害として訴えられた。
	◆経済的損失 ケアプラン作成不備による利用者の経済的損失 など	★ケアプランの作成の不備によって給付金を受けられなかったこと等により、利用者が経済的な損失を被り訴えられた。

支払限度額（ご契約金額）

補償内容	支払限度額（ご契約金額）	
【身体障害賠償】 【財物損壊賠償】 (※1)	1事故・期間中	1億円(※2)
見舞費用	1事故・ 被害者1名 につき	(障害の程度に応じて) 最大10万円
事故対応費用	1事故・期間中	500万円
訴訟対応費用	1事故・期間中	500万円
預り物（管理物）	1事故	100万円
現金（盗難のみ補償）	1事故	10万円
【経済的損害賠償】	1事故・期間中	300万円
【人格権侵害賠償】	1事故・期間中	300万円

- ※1. 免責金額（自己負担額）は、それぞれ5千円となります。
 ※2. 身体障害賠償と財物損壊賠償の支払限度額（ご契約金額）は合算して1億円が限度となります。
 ※3. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

お支払いする保険金

- ① **損害賠償金**
（被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額）
- ② **争訟費用**
（訴訟、仲裁、和解、調停等に要した費用。弁護士報酬を含みます。）
- ③ **応急手当等費用**
（応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用）
- ④ **損害防止費用**
（損害防止に要した必要と認められる費用）
- ⑤ **保険会社への協力費用**
（損害賠償請求の解決に、被保険者が協力するに際して支出した費用）
- ⑥ **示談交渉費用**
被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- ⑦ **見舞金費用**
（被保険者が他人に身体障害を与えたものの、法律上の賠償責任を負担しなかった場合に慣習として支払った見舞金等の費用）
◆社会通念上、妥当性のある見舞金・見舞品に要した費用
- ⑧ **事故対応費用**
（身体障害事故が発生した場合に要する次の費用）
◆被害者の親族等が現地に赴いたときの交通費・宿泊費用
◆被保険者（会員生協など）が現地または被害者の親族等の居住地まで担当者等を派遣したときの交通費・宿泊費用
◆必要となった通信費用
◆被害者の親族等と対応するため、ホテル、事務所等の施設を借上げた費用
- ⑨ **訴訟対応費用**
（民事訴訟法に規定する当事者照会、文書提出命令に対応するために要した費用）
◆大量の文書作成費用、職員の超過勤務手当、深夜帰宅のタクシー代など

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者または被保険者の故意に起因する賠償責任
- 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議に起因する賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任
- 医療行為等に起因する賠償責任（診療、治療、看護、疾病予防、医薬品調剤、あんま、マッサージ、柔道整復等）
- 航空機、昇降機、自動車等の所有、使用、管理に起因する賠償責任
- 故意または重大な過失により法令に違反して販売した物などに起因する賠償責任
- レンタル・販売した医療器具等自体に対する賠償責任
- 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任
- 施設の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任
…など

（注）お支払いできない主な場合は上記のとおりですが、詳細は保険約款をご覧ください。

【オプション補償】

※オプションとしてご加入されている場合に補償されます。

生協と契約を締結し、介護サービス（ホームヘルプサービス）に従事されるヘルパーの方の傷害リスクに対して

介護サービス従事者傷害保険

普通傷害保険（就業中における傷害のみの補償特約、準記名式契約（一部付保）（同一保険金額用）付帯）

ヘルパーとして介護サービス業務に従事中（通勤途上を含みます。）のケガが補償の対象となります。

本保険は、ヘルパーの方が介護サービス業務に従事中（通勤途上を含みます。）に急激かつ偶然な外来の事故にあり、ケガをされたり、死亡された場合に保険金をお支払いします。労災認定の可否を問わず、生協福祉事業に従事するヘルパーの方が、業務中に発生した事故によりケガをした場合に保険金をお支払いします。

補償内容

補償の対象	保険事故例	お支払いする保険金
ヘルパーとして訪問介護サービス業務に従事中（通勤途上を含みます。）のケガが補償の対象となります。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 転びそうになった利用者を支えようとして自分がケガをした。 ■ 食事を作っているときにヤケドをした。 ■ 利用者の車椅子を押して散歩中に自転車と衝突しケガをした。 ■ 利用者宅に向かう途中、駅の階段から落ちてケガをした。 	死亡保険金（ケガがもとで死亡されたとき）
		後遺障害保険金（ケガがもとで後遺障害が生じたとき）
		入院保険金（ケガがもとで入院されたとき）（180日限度）
		手術保険金（ケガがもとで手術を受けたとき）
		通院保険金（ケガがもとで通院されたとき）（90日限度）

補償金額

パターン	補償項目	補償金額	
A パターン	死亡保険金	1,000万円	
	後遺障害保険金	40万円～1,000万円	
	入院保険金日額	5,000円	
	手術保険金	入院中の手術	50,000円
		入院中以外の手術	25,000円
	通院保険金日額	3,000円	
B パターン	死亡保険金	1,500万円	
	後遺障害保険金	60万円～1,500万円	
	入院保険金日額	7,500円	
	手術保険金	入院中の手術	75,000円
		入院中以外の手術	37,500円
	通院保険金日額	5,000円	

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
- 酒気帯び運転、無資格運転中に生じた事故によるケガ
- 戦争、暴動などによるケガ（テロを除く）
- むちうち症・腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（*）のないもの
- 業務遂行中以外で生じた事故によるケガ

…など

（注）お支払いできない主な場合は上記のとおりですが、詳細は保険約款をご覧ください。

（*）医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

★上記以外のパターンでご加入の場合も含めて、ご契約の補償条件はご加入後に送付します加入者証に記載されております。

【オプション補償】

※オプションとしてご加入されている場合に補償されます。

生協と契約を締結し、訪問介護サービス（ホームヘルプサービス）に従事されるヘルパーの方の感染症リスクに対して

ホームヘルパー感染症見舞金プラン

約定履行費用保険普通保険約款＋補償制度費用保険特約（ホームヘルプサービス業務従事者感染症見舞金特約条項）

本補償プランは、生協が定める「感染症見舞金規程」に基づき、ヘルパーの方が就業中に感染症に罹患されて入通院をしたり、休業したことにより、見舞金を給付する場合に保険金をお支払いするものです。

補償内容

補償の対象	対象となる感染症
<p><対象となる業務>＊ 居宅介護サービス事業、生協独自の福祉事業 <感染症の業務上感染> ●業務従事者がホームヘルプサービス等を提供する際にサービス利用者の居室または敷地内で罹患した感染症が対象となります。</p> <p>＊ ①介護保険法に規定する居宅サービス事業（ただし、福祉用具貸与および特定福祉用具販売を除きます。）、②その他のサービス（介護保険法に規定されない業務。以下同じ。）として行う家事援助、外出介助等、ならびに生協が行うその他の福祉事業（ただし、医療行為にあたる業務、例えば、看護、理学療法等によるリハビリ、医学的管理下における業務を除きます。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 肺炎 ■ インフルエンザ（新型インフルエンザを含みます。） ■ 肝炎 ■ エイズ ■ 皮膚感染症（カンジダ症、白癬症、帯状発疹、単純ヘルペスなど） ■ ウイルス性結膜炎 ■ 腸内感染（コレラ、腸チフス、細菌性赤痢、細菌性食中毒など） ■ 疥癬 <p style="text-align: right;">……………など</p>

感染症見舞金の内容

見舞金の種類	見舞金の概要	見舞金額
感染症死亡見舞金	給付対象者が業務遂行中に感染症を罹患し、発症の日から90日以内に死亡した場合に遺族に対して給付します。	50万円
感染症後遺障害見舞金	給付対象者が業務遂行中に感染症を罹患し、発症の日から90日以内に後遺障害が生じた場合に本人に対して給付します。	最高50万円 ～ 2万円
感染症入院見舞金	給付対象者が業務遂行中に感染症を罹患し、発症の日から90日以内に入院した場合に本人に対して給付します。	実入院日数 1日～3日 1万円
		実入院日数 4日～7日 2万円
		実入院日数 8日以上 3万円
感染症通院見舞金	給付対象者が業務遂行中に感染症を罹患し、発症の日から90日以内に通院した場合に本人に対して給付します。	実通院日数 1日～3日 5千円
		実通院日数 4日～7日 1万円
		実通院日数 8日以上 1.5万円
感染症休業見舞金	給付対象者が業務遂行中に感染症を罹患し、発症の日から90日以内に入院または通院し、1か月以上業務を休業した場合に本人に対して給付します。	1か月以上2か月未満 平均報酬月額 0.5か月分
		2か月以上3か月未満 平均報酬月額 1.0か月分
		3か月以上 平均報酬月額 1.5か月分

保険金をお支払いできない主な場合

- 【各見舞金共通】
- 故意または重大な過失
 - 給付対象者になってから10日以内に発症した感染症
 - 給付対象者が海外から帰国後10日以内に発症した感染症
 - 給付対象者がホームヘルプサービス利用者のサービス利用終了の日から起算して30日経過後、発症した感染症
 - インフルエンザによる他の給付対象者への二次感染
 - インフルエンザで実通院日数が5日以内の場合 ……など
- （注）お支払いできない主な場合は上記のとおりですが、詳細は感染症見舞金規程および保険約款をご覧ください。

* 感染症休業見舞金の「平均報酬月額」は、休業前3か月分の報酬額から1か月あたりの平均額を算出したものです。

* 平均報酬月額0.5か月分の上限は10万円となります。

* 報酬額に交通費、会議費、通信費等は含まれません。

万一事故が発生した場合

●万一事故が発生した場合には、すみやかに取扱代理店または引受保険会社まで次の事項をご通知ください。

＜ご通知いただく事項＞

- 賠償事故（災害・事故）が発生した日時・場所および状況
- 被害者（被災者）の住所・氏名および被害物件
- 賠償事故（災害・事故）の内容・原因等

*示談金額を決定する場合には必ず事前に引受保険会社にご連絡ください。

事前にご連絡いただけない場合には、賠償金の一部または全部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

＜賠償責任保険金における被害者の先取特権＞

賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金（費用保険金は除きます。）について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利（先取特権）を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

「生協福祉事業に関する総合補償制度」についてのお問い合わせは

取扱代理店：株式会社 アイアンドアイサービス

TEL：03-6836-1330

FAX：03-6836-1333

＜共同保険契約について＞

この保険契約は下記引受保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が他の引受会社の代理・代行を行います。なお、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

■引受保険会社（幹事保険会社）

共栄火災海上保険株式会社

団体組織開発部 営業課

〒105-8604 東京都港区新橋 1-18-6

TEL. 03-3504-2898 FAX. 03-3504-2948

■（非幹事保険会社）

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

東京海上日動火災保険株式会社

三井住友海上火災保険株式会社

2016 年度版

生協福祉事業に関する総合補償制度
(日本生協連制度)

約 款 集

共栄火災海上保険株式会社

B1524401E2390-201603

基本補償（居宅介護サービス事業者賠償責任保険）に適用される約款

賠償責任保険普通保険約款

第1条（用語の定義）

この賠償責任保険普通保険約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

用語		定義
き	危険	損害の発生の可能性をいいます。
	危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
こ	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。（注） <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-top: 5px;">（注）他の保険契約等に関する事項を含みます。</div>
し	事故	被保険者が他人に身体の障害を与えることまたは他人の財物を損壊することをいいます。 ただし、特別約款、特約にこれと異なる定義がある場合には、その定義によります。
	支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
	身体の障害	生命または身体を害した状態をいいます。
そ	損壊	滅失、損傷または汚損をいいます。滅失とは、財物とその物理的存在を失うことをいいます。損傷とは、財物が壊れることをいいます。汚損とは、財物が汚れいたむことによりその客観的な経済的価値を減じられることをいいます。
た	他人	被保険者以外の者をいいます。
	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
は	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
ひ	被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。 ただし、特別約款、特約にこれと異なる定義がある場合には、その定義によります。
ふ	普通保険約款	賠償責任保険普通保険約款をいいます。
ほ	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、事故により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるを問わず、被保険者が次の①～⑧のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(注1)の故意によって生じた賠償責任
- ② 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ④ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ⑤ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑥ 戦争(注2)、変乱、暴動、騒擾、労働争議に起因する賠償責任
- ⑦ 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任
- ⑧ 排水または排気(注3)に起因する賠償責任

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 宣戦の有無を問いません。

(注3) 煙を含みます。

第4条（保険金を支払う範囲および当社の責任限度額）

- (1) 当社が支払う保険金は、次の①～⑥に該当するものに限り、この場合において、②～⑥の費用に収入の喪失は含みません。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金の額(注1)(注2)
 - ② 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
 - ③ 事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用
 - ④ 被保険者が当社の承認を得て支出した第20条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用および同条③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
 - ⑤ 第22条（当社による解決）の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用
 - ⑥ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した示談交

そのうち最も低い免責金額(注)を差し引いた額とします。

(注)被保険者の自己負担額をいいます。

第6条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注)保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次の①～④のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)

③ 保険契約者または被保険者が、当会社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注)当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを勧めた場合を含みます。

(4) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

第8条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

(注)告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(注)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注)保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (7) (6)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第9条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第10条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第11条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合に

は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第12条（保険契約の解除）

(1) 当社は、保険契約者が第16条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）

(1)・(2)の追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注)当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りま。

(2) 保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第13条（重大事由による解除）

(1) 当社は、次の①～④のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のア．～オ．のいずれかに該当すること。

ア．反社会的勢力(注)に該当すると認められること。

イ．反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ．反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。

エ．法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ．その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①～③に掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が①～③の事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注)暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当社は、被保険者が(1)③ア．～オ．のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

(注)被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

(3) (1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①～④の事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がな

された時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③ア.～オ.のいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の①・②の損害については適用しません。

① (1)③ア.～オ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② (1)③ア.～オ.のいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害(注)

(注)第4条(保険金を支払う範囲および当社の責任限度額)(1)②～⑥の費用を除きます。

第14条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条(保険料の精算)

(1) 保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められる場合においては、保険契約者は、保険契約終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。

(2) 当社は、保険期間中および保険契約終了後1年間に限り、いつでも保険料を計算するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。

(3) (1)・(2)の資料に基づいて計算された保険料(注)と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、当社はその差額を追徴し、または返還します。

(注)保険契約締結の際に当社が交付する書面等によって定められた最低保険料に達しない場合は最低保険料とします。

(4) この約款において、賃金、入場者、領収金、売上高とは次の①～④に定めるところによります。

① 賃金；保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、保険期間中における労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をいい、その名称を問いません。

② 入場者；保険期間中に、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と同居する親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。

③ 領収金；保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金額の総額をいいます。

④ 売上高；保険期間中に、被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。

第16条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第7条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(注)に対する保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

- (3) (1)・(2)の規定により追加保険料を請求する場合において、第12条（保険契約の解除）(1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。

(注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

- (4) 当社は(1)・(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款、特別約款および特約に従い、保険金を支払います。

第17条（保険料の返還—無効または失効の場合）

- (1) 第10条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- ただし、既経過期間中に損害が発生したことにより失効となる場合には、保険料は返還しません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められた保険契約が、失効した場合には、第15条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。この場合において、最低保険料の定めがないものとして精算すべき保険料を計算します。

ただし、既経過期間中に損害が発生したことにより失効となる場合には、保険料は返還しません。

第18条（保険料の返還—取消しの場合）

第11条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第19条（保険料の返還—解除の場合）

(1) 次の①～④のいずれかに該当する規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

- ① 第7条（告知義務）(2)
- ② 第8条（通知義務）(2)・(6)
- ③ 第12条（保険契約の解除）(1)
- ④ 第13条（重大事由による解除）(1)

(2) 第12条（保険契約の解除）(2)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、次の算式によって算出した保険料を返還します。

返還する保険料	＝	保険料(注1)	－	既経過期間に対して別表に掲げる短期率によって計算した保険料
---------	---	---------	---	-------------------------------

ただし、中途更改(注2)に伴い保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。

(注1) この保険契約に適用された保険料をいいます。

(注2) 保険契約者が保険契約を解除した日を保険期間の初日として新たに保険契約を締結する手続きをいいます。

(3) 保険期間が1年を超える場合は、保険年度ごとに(2)の規定を適用します。

(4) (1)～(3)の規定にかかわらず、当社または保険契約者が第12条（保険契約の解除）の規定により、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められた保険契約を解除した場合は、第15条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。

第20条（事故発生時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①～⑦のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ② 次のア.～ウ.の事項を遅滞なく、当社に通知すること。なお、この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ア. 事故発生の日時・場所、事故の状況、被害者の住所・氏名または名称
 - イ. 事故発生の日時・場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所・氏名または名称
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

- ③ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑥ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑦ ①～⑥のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(注1)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2)既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第21条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の①～④の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害額
- ② 前条②・⑤～⑦のいずれかに該当する規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ③ 前条③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ 前条④に違反した場合は、賠償責任がないと認められる額

(注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条②もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第22条（当会社による解決）

当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当ることができます。この場合において、被保険者は当会社の求めに応じその遂行について、当会社に協力しなければなりません。

第23条（先取特権）

(1) 事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

(注)第4条(保険金を支払う範囲および当会社の責任限度額)(1)②～⑥の費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当社は、次の①～④のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合(注1)
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(注2)

(注1)被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2)損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①・④のいずれかの規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注)第4条(保険金を支払う範囲および当会社の責任限度額)(1)②～⑥の費用に対する保険金請求権を除きます。

第24条(損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

保険証券記載の支払限度額が、前条(2)②・③のいずれかの規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第4条(保険金を支払う範囲および当会社の責任限度額)(1)③・④の規定により当社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第25条(保険金の請求)

(1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行わせることができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑨の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 保険証券

- ③ 当会社の定める事故状況報告書
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ⑤ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ⑥ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑦ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑧ 財物の損壊に関して支払われる保険金の請求に関しては、損壊が生じた財物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および損壊が生じた財物の写真(注2)
- ⑨ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注1)既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2)画像データを含みます。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の①～③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①・②に規定する者がいない場合または①・②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注)第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容または損害額・傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)・(3)・(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①～④のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1)の確認をするため、次の①～⑤に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①～⑤に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3)弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)・(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第27条（時効）

保険金請求権は、第25条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第28条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の①・②の額を限度とします。

① 当社が損害額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)・(2)のいずれかの債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第29条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款、特別約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

(2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第30条（保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款、特別約款および特約に関する義務を負うものとします。

第31条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第32条（準拠法）

この賠償責任保険普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

附則

- (1) 第23条（先取特権）(1)・(2)の規定および第24条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定は、保険法（平成20年法律第56号）の施行日以後に事故が発生した場合に適用します。
- (2) 第23条（先取特権）(3)の規定は、保険法の施行日以後に保険金請求権(注)の譲渡または保険金請求権(注)を目的とする質権の設定もしくは差押えがされた場合に適用します。

(注) 保険法の施行日前に発生した事故に係るものを除きます。

別表 短期率表

既経過期間	0 日	7 日まで	15 日まで	1 か月まで	2 か月まで	3 か月まで	4 か月まで	5 か月まで	6 か月まで	7 か月まで	8 か月まで	9 か月まで	10 か月まで	11 か月まで	12 か月まで
短期率	0 %	10 %	15 %	25 %	35 %	45 %	55 %	65 %	70 %	75 %	80 %	85 %	90 %	95 %	100 %

施設所有（管理）者特別約款

第1条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
し	仕事	保険証券記載の仕事をいいます。
	施設	保険証券記載の不動産または動産をいいます。

第2条（当会社の支払責任）

当社が、保険金を支払うべき普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の損害は、次の

①・②のいずれかに該当する損害に限ります。

- ① 施設の所有、使用または管理に起因する事故による損害
- ② 施設の用法に伴う仕事の遂行に起因する事故による損害

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、被保険者が次の①～⑥いずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任
- ② 航空機、昇降機、ロープウェイカー、ケーブルカー、自動車または施設外における船、車両(注1)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ③ 施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による財物の損壊に起因する賠償責任
- ④ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑤ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
- ⑥ 仕事の終了(注2)または放棄の後に仕事の結果に起因して負担する賠償責任(注3)

(注1)原動力が専ら人力である場合を除きます。

(注2)仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しをいいます。

(注3)被保険者の仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材は、仕事の結果とはみなしません。

第4条（普通保険約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

※施設所有（管理）者特別約款には以下の特約が自動的に追加されます。

施設所有（管理）者特別約款追加特約

当社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）ならびに施設所有（管理）者特別約款第3条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次の①～③のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のア．～エ．のいずれかに該当する仕事に起因する賠償責任
ア．人または動物に対する診療、治療、看護または疾病の予防もしくは死体の検案
イ．医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示
ウ．身体美容または整形
エ．あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等
- ② 弁護士、会計士、建築士、設計士その他これらに類似の職業人がその資格に基づいて行う行為に起因する賠償責任
- ③ 建築、土木、組立その他の工事の遂行に起因する賠償責任

L P ガス販売業務補償対象外特約（施設用）

第1条（用語の定義）

このL P ガス販売業務補償対象外特約（施設用）において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語		定義
き	器具	L P ガス容器その他のガス器具をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、施設所有（管理）者特別約款第2条（当社の支払責任）に規定する損害のうち、被保険者が行うL P ガス販売業務の遂行(注)またはその結果に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) L P ガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。

- (2) (1)のL P ガス販売業務とは、L P ガスの供給およびこれに伴うL P ガスの製造、貯蔵、充填、移動等の業務をいい、器具の販売・貸与、配管・器具の取付け・取替え、器具・導管の点検・修理等の作業を含みます。

油濁損害補償対象外特約

第1条（用語の定義）

この油濁損害補償対象外特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
こ	公共水域	海、河川、湖沼、運河をいいます。
せ	石油物質	次の①～③に掲げるものをいいます。 ① 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類 ② ①の石油類より誘導される化成品類 ③ ①・②の物質を含む混合物、廃棄物および残渣

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、石油物質が保険証券記載の施設から公共水域へ流出したことに起因して、被保険者が次の①・②のいずれかに該当する法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 水の汚染による他人の財物の損壊に起因する賠償責任

② 水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任

(2) 当社は、石油物質が保険証券記載の施設から流出し、公共水域の水を汚染したまたはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他損害の発生および拡大の防止のために要した費用に対しては、被保険者の支出の有無にかかわらず、保険金を支払いません。

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款および施設所有（管理）者特別約款の規定を適用します。

原子力危険補償対象外特約

当社は、直接であると間接であるとを問わず、原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ(注)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。

(注)ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

石綿損害等補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因して事故が生じたことにより、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因して事故が生じたことにより、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

廃棄物補償対象外特約

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）に規定する損害のうち、被保険者または第三者が廃棄したものに起因して事故が生じたことにより、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

汚染危険補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が汚染物質の排出・流出・いつ出または漏出に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、汚染物質の排出・流出・いつ出または漏出が急激かつ偶然なものである場合を除きます。
- (2) (1)にいう汚染物質とは、固体状・液体状・気体状のまたは熱を帯びた刺激物質および汚濁物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学製品、廃棄物(注)等を含みます。

(注)再生利用のための物質を含みます。

第2条（処理費用等補償対象外）

当社は、いかなる場合も汚染物質の調査・監視・清掃・移動・収容・処理・脱毒・中和等に要するすべての損失および費用に対しては、保険金を支払いません。

被障害者の間接損害補償対象外特約

第1条（用語の定義）

この被障害者の間接損害補償対象外特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
ひ 被障害者	身体の障害を被った者をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、被保険者が、被障害者の労働能力の喪失または減少によって、被障害者の属する企業、法人、国または地方公共団体その他の団体が被った損失に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

共同保険に関する特約

第1条（用語の定義）

この共同保険に関する特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
ひ 引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第2条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために、次の①～⑩に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約上の規定に基づく告知または通知の受領等
- ④ 保険契約の条件の変更の承認または保険契約の解除
- ⑤ 保険金請求権等に関する次のア・イ．に掲げる事項
 - ア．保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認
 - イ．保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡または消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡または消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書等の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①～⑨の事務または業務に付随する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①～⑩に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

本特約において、「保険証券」とあるのは、「加入者証」と読み替えます。

居宅介護サービス事業者総合補償保険・追加特約（日生協用）

第1章 基本条項

第1条（用語の定義）

この居宅介護サービス事業者総合補償保険・追加特約（日生協用）において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

用語		定義
う	上乗せサービス	居宅サービスまたは介護予防サービスのうち、介護保険の給付上限を超えたサービスをいいます。
か	介護保険法	介護保険法（平成23年6月22日法律第72号）における介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）が施行された時点の法律をいいます。
	介護予防サービス	介護保険法に規定する次の①～⑦の業務をいいます。 ① 介護予防訪問介護 ② 介護予防訪問入浴介護 ③ 介護予防通所介護 ④ 介護予防短期入所生活介護 ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護 ⑥ 介護予防福祉用具貸与 ⑦ 特定介護予防福祉用具販売
	介護予防支援	介護保険法に規定する介護予防支援事業をいいます。
	介護予防・日常生活支援総合事業	介護保険法に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいいます。
き	居宅介護支援	介護保険法に規定する居宅介護支援事業をいいます。
	居宅サービス	介護保険法に規定する次の①～⑦の業務をいいます。 ① 訪問介護（ホームヘルプサービス） ② 訪問入浴介護 ③ 通所介護（デイサービス） ④ 短期入所生活介護（ショートステイ） ⑤ 特定施設入居者生活介護 ⑥ 福祉用具貸与

		⑦ 特定福祉用具販売
し	障害者総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）をいいます。
	障害福祉サービス	障害者総合支援法に規定する次の①～④の業務をいいます。 ① 居宅介護 ② 重度訪問介護 ③ 同行援護 ④ 行動援護
た	代行業務	介護保険法に規定する要介護認定申請および要支援認定申請に関する手続の代行業務をいいます。
ち	地域生活支援業務	障害者総合支援法に基づいて市町村または都道府県が実施する事業の委託を受けて行う訪問入浴サービスをいいます。
	地域密着型介護予防サービス	介護保険法に規定する次の①～③の業務をいいます。 ① 介護予防認知症対応型通所介護 ② 介護予防小規模多機能型居宅介護 ③ 介護予防認知症対応型共同生活介護
	地域密着型サービス	介護保険法に規定する次の①～⑥の業務をいいます。 ① 夜間対応型訪問介護 ② 認知症対応型通所介護 ③ 小規模多機能型居宅介護 ④ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
と	特別約款	施設所有（管理）者特別約款をいいます。
ほ	訪問調査業務	介護保険法に規定する市町村より委託を受けて行う訪問調査業務をいいます。
よ	横出しサービス	居宅サービスまたは介護予防サービスに付随して行われる、市区町村が独自に条例で定める移送・食事・寝具洗濯乾燥サービスなどの介護保険法の給付適用外となるサービスをいいます。

第2条（被保険者の範囲）

この特約が付帯される保険契約の被保険者の範囲は、保険証券記載の被保険者に加え、被保険者の役員ならびに被保険者と雇用関係(注)にある者を含みます。

(注) 委託関係を含みます。

第3条（対象とする業務）

この保険契約において、当社が保険金を支払うべき普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の損害は、被保険者が行う次の①～⑭の業務に起因する損害に限ります。

- ① 居宅サービス
- ② 地域密着型サービス
- ③ 居宅介護支援
- ④ 介護予防サービス
- ⑤ 地域密着型介護予防サービス
- ⑥ 介護予防支援
- ⑦ 代行業務
- ⑧ 訪問調査業務
- ⑨ 上乗せサービス
- ⑩ 横出しサービス
- ⑪ 障害福祉サービス
- ⑫ 地域生活支援業務
- ⑬ 介護予防・日常生活支援総合事業
- ⑭ その他①～⑬に付随して行う家事援助、外出介助等の業務(注)

(注)介護保険法に規定されない業務および生協独自の福祉事業をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款、特別約款および付帯される特約に規定する保険金を支払わない事項のほか、次の①～④のいずれかに該当する業務による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者または被保険者の業務の補助が行う次のア．～オ．のいずれかに該当する業務
 - ア．診療、治療、看護または疾病の予防もしくは死体の検案
 - イ．医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示
 - ウ．身体美容または整形
 - エ．あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等
 - オ．理学療法等によるリハビリ、医学的管理下における業務
- ② 医師、歯科医師、柔道整復師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、会計士、建築士、設計士その他これらに類似の職業人(注)がその資格に基づいて行う行為に起因する賠償責任
- ③ ①・②に該当しない医師法、歯科医師法および保健師助産師看護師法において医行為と定められている業務
- ④ 法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為

(注)介護福祉士を除きます。

第5条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を適用します。

第2章 施設危険補償対象外条項

この特約を付帯する契約において、当社は施設所有（管理）者特別約款第2条（当社の支払責任）①に規定する損害に対しては保険金を支払いません。

第3章 共通支払限度額条項

- (1) 当社が普通保険約款第4条（保険金を支払う範囲および当社の責任限度額）(2)により支払うべき保険金の額は、普通保険約款第4条(1)②・⑤・⑥の費用を除き、1回の事故について身体の障害に起因する損害と財物の損壊に起因する損害とを合算して保険証券記載の支払限度額を限度とします。
- (2) 保険証券の1事故支払限度額欄に表示された金額は、保険期間中の支払限度額とします。

第4章 生産物補償条項

第1条（用語の定義）

この第4章生産物補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
こ	国内事故	日本国内における事故をいいます。
せ	生産物	第1章基本条項第3条（対象とする業務）に規定する業務に関し、被保険者によって、製造、販売もしくは施工された財物をいいます。

第2条（当社の支払責任）

この章において、当社が、保険金を支払うべき普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の損害は、特別約款第2条（当社の支払責任）の規定にかかわらず、生産物が他人に引き渡された後、その生産物に起因する損害に限ります。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、被保険者が次の①・②のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被

る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 生産物の性質または欠陥により、損壊したことに起因するその生産物自体に対する賠償責任
- ② 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売または施工した生産物に起因する賠償責任

第4条（適用範囲）

- (1) 当社が、保険金を支払うべき損害は、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）および特別約款第2条（当社の支払責任）の規定にかかわらず国内事故に起因する損害に限ります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、国内事故にかかる訴訟が日本国以外の裁判所に提起された場合は、当社は一切保険金を支払いません。

第5条（回収費用等補償対象外）

- (1) 被保険者は、生産物の欠陥に基づく事故が発生し、かつ、同種の事故の発生するおそれのあることを知った場合は、同一の原因による他の事故の発生を防止するため、遅滞なく、回収、検査、修理、交換、その他適切な措置を講じなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由なく、(1)の規定に違反した場合は、当社はその後発生する一切の損害に対しては、発生を防止することができたと認められる損害額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 当社は、被保険者が(1)の措置を講ずるために要した費用については、保険金を支払いません。

第5章 見舞費用補償条項

第1条（用語の定義）

この第5章見舞費用補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被害者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
し	事故	他人に身体の障害を与えたことをいいます。
	事故の発生の日	被害者が身体の障害を被った日をいいます。
ち	治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注)被害者が医師である場合は、被害者以外の医師をいいます。

つ	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
に	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ひ	被害者障害見舞費用	被害者または被害者の法定相続人に対して慣習として支払う弔慰金、見舞金等の費用をいいます。
	被害者障害見舞費用保険金	死亡見舞費用保険金、後遺障害見舞費用保険金、入院見舞費用保険金および通院見舞費用保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、第1章基本条項第3条（対象とする業務）に規定する業務を遂行することにより事故が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することなく、被害者障害見舞費用を当社の同意を得て支出した場合は、その費用を負担したことによる損害に対して被害者障害見舞費用保険金を被保険者に支払います。

第3条（被害者障害見舞費用保険金の支払）

- (1) 当社は第4条（死亡見舞費用保険金の支払）から第7条（通院見舞費用保険金の支払）までの規定に基づき、事故が発生したために被保険者が負担した被害者障害見舞費用の額を、被害者障害見舞費用保険金として支払います。
- (2) 次の①・②のいずれかにより、被害者の被った身体の障害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
 - ① 被害者が身体の障害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響
 - ② 被害者が身体の障害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した身体の障害の影響
- (3) 正当な理由がなく被害者が治療を怠ったことまたは保険契約者、被保険者もしくは被害者障害見舞費用の支払を受けるべき者が治療をさせなかったことにより、被害者の被った身体の障害が重大となった場合も、(2)と同様の方法で支払います。

第4条（死亡見舞費用保険金の支払）

当社は、被害者が、事故の直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡し、被保険者が被害者障害見舞費用を支払った場合には、被害者1名につき10万円（注）を限度として、被害者障害見舞費用の額を死亡見舞費用保険金として支払います。

(注) 同一被害者について、同一原因による事故に対して、既に支払った後遺障害見舞費用保険金がある場合は、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{死亡見舞費用保険金の額}} = \boxed{10\text{万円}} - \boxed{\text{既に支払った後遺障害見舞費用保険金の額}}$$

第5条（後遺障害見舞費用保険金の支払）

(1) 当社は、被害者に事故の直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じ、被保険者が被害者障害見舞費用を支払った場合には、被害者1名につき次の算式によって算出した額を限度として、被害者障害見舞費用の額を後遺障害見舞費用保険金として支払います。

$$\boxed{\text{後遺障害見舞費用保険金の額}} = \boxed{10\text{万円}} \times \boxed{\text{別表1に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、被害者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被害者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害見舞費用保険金として支払います。

(3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、(1)の保険金支払割合は次の①～④のとおりとします。

① 別表1の第1級～第5級に掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、別表1の第1級～第8級に掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③ ①・②以外の場合で、別表1の第1級～第13級に掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合がその重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①～③以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被害者が身体の障害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害見舞費用保険金として支払います。

$$\boxed{\text{後遺障害見舞費用保険金の額}} = \boxed{10\text{万円}} \times \left(\boxed{\text{別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} \right)$$

(6) (1)～(5)の規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害見舞費用保険金の額は、被害者1名につき10万円を限度とします。

第6条（入院見舞費用保険金の支払）

(1) 当会社は、被害者が事故の直接の結果として入院し、被保険者が被害者障害見舞費用を支払った場合には、被害者1名につきその入院日数(注)に応じて次の①～④に掲げる額を限度として、被害者障害見舞費用の額を入院見舞費用保険金として支払います。

- ① 入院日数が31日以上の場合 …………… 5万円
- ② 入院日数が15日以上30日以内の場合 …………… 3万円
- ③ 入院日数が8日以上14日以内の場合 …………… 2万円
- ④ 入院日数が7日以内の場合 …………… 1万円

(注)いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院については、入院日数に含みません。

(2) (1)の入院日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注)医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3)被害者が(1)の被害者障害見舞費用の支払を受けられる期間中、新たに他の身体の障害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院見舞費用保険金を支払いません。

(4) 当会社は、同一被害者について、同一原因による事故に対して、入院見舞費用保険金と死亡見舞費用保険金または入院見舞費用保険金と後遺障害見舞費用保険金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

第7条（通院見舞費用保険金の支払）

(1) 当会社は、被害者が事故の直接の結果として、通院し、被保険者が被害者障害見舞費用を支払った場合には、被害者1名につきその通院日数(注)に応じて次の①～④に掲げる額を限度として、被害者障害見舞費用の額を通院見舞費用保険金として支払います。

- ① 通院日数が31日以上するとき …………… 3万円
- ② 通院日数が15日以上30日以内するとき …………… 2万円
- ③ 通院日数が8日以上14日以内するとき …………… 1万円

④ 通院日数が7日以内のとき…………… 5千円

(注)いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院については、通院日数に含みません。

(2) 被害者が通院しない場合であっても、骨折、脱臼、^{じん}靭帯の損傷等の傷害を被った別表2に掲げる部位を固定するために被害者以外の医師の指示によりギプス等(注)を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。

(注)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

(3) 当会社は、(1)・(2)の規定にかかわらず、前条に規定する入院見舞費用保険金が支払われる期間中の通院については、(1)の通院日数に含みません。

(4) 被害者が(1)の被害者障害見舞費用の支払を受けられる期間中、新たに他の身体の障害を被ったとしても、当会社は、重複しては通院見舞費用保険金を支払いません。

(5) 当会社は、同一被害者について、同一原因による事故に対して、通院見舞費用保険金と死亡見舞費用保険金または通院見舞費用保険金と後遺障害見舞費用保険金を重ねて支払う場合には、その合計額を支払います。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合）の費用に対して他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が被害者障害見舞費用の額を超えるときは、当会社は、被害者1名ごとに、次の①・②のいずれかに該当する額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この章の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
次の算式によって算出した額。ただし、この章の支払責任額を限度とします。

保険金の額	=	費用の額	-	他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額
-------	---	------	---	-----------------------------

第9条（事故の通知）

(1) 保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、これを当会社に遅滞なく通知しなければなりません。なお、この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、これによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被害者障害見舞費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～④の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 保険証券
- ③ 当社の定める事故状況報告書
- ④ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①～④のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1)の確認をするため、次の①～⑤に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①～⑤に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)①～④での事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、

鑑定等の結果の照会 90 日

③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120 日

④ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 60 日

⑤ (1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日

(注 1) 被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注 2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注 3) 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (2)①～⑤に掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①～⑤に掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、(2)①～⑤に掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4) (1)～(3)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または被害者等が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)～(3)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 12 条（読み替え規定）

この章においては、普通保険約款の規定中、下表に掲げる字句を同表のとおり読み替えて適用します。

規定	読み替え対象の字句
第 6 条（保険責任の始期および終期）(3)	事故による損害 → 被害者障害見舞費用を支出したことによる費用
第 13 条（重大事由による解除）(1)①	損害 → 費用
第 13 条(3)	損害 → 費用
	事故による損害 → 被害者障害見舞費用を支出したことによる費用
第 16 条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(5)	事故による損害 → 被害者障害見舞費用を支出したことによる費用
第 17 条（保険料の返還一無効または失効の場合）(2)	損害 → 費用

第 27 条 (時効)	第 25 条 (保険金の請求) (1) に定める時	→	この章第 10 条 (保険金の請求) (1) に定める時
-------------	------------------------------	---	------------------------------

第 13 条 (普通保険約款等との関係)

この章に定めのない事項については、この章に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款および適用される他の特約の規定を準用します。

別表 1

後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第 1 級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したのもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第 2 級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力(注 1)が 0.02 以下になったもの (2) 両眼の矯正視力(注 1)が 0.02 以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第 3 級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力(注 1)が 0.06 以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したのもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(注 2)	78%

第4級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力(注1)が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(注3) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの 	69%
第5級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(注1)が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの(注4) 	59%
第6級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力(注1)が0.1以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの(注2) 	50%
第7級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(注1)が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの 	42%

	<p>の(注2)</p> <p>(7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したものの(注3)</p> <p>(8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(11) 両足の足指の全部の用を廃したものの(注5)</p> <p>(12) 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>(13) 両側の^{こぶ}辜丸を失ったもの</p>	
第8級	<p>(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力(注1)が0.02以下になったもの</p> <p>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったものの(注2)</p> <p>(4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したものの(注3)</p> <p>(5) 1下肢を5cm以上短縮したもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>(9) 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>(10) 1足の足指の全部を失ったものの(注4)</p>	34%
第9級	<p>(1) 両眼の矯正視力(注1)が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 1眼の矯正視力(注1)が0.06以下になったもの</p> <p>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(9) 1耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p>	26%

	<p>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの(注2)</p> <p>(13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したものの(注3)</p> <p>(14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの(注4)</p> <p>(15) 1足の足指の全部の用を廃したものの(注5)</p> <p>(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>(17) 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	
第10級	<p>(1) 1眼の矯正視力(注1)が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 正面視で複視を残すもの</p> <p>(3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したものの(注3)</p> <p>(8) 1下肢を3 cm以上短縮したもの</p> <p>(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの(注4)</p> <p>(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	20%
第11級	<p>(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 脊柱に変形を残すもの</p> <p>(8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの(注2)</p> <p>(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの(注5)</p> <p>(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>	15%

第12級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの(注2) (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの(注3) (11) 1足の第2の足指を失ったもの(注4)、第2の足指を含み2の足指を失ったもの(注4)または第3の足指以下の3の足指を失ったもの(注4) (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの(注5) (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの 	10%
第13級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力(注1)が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの(注3) (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの(注4) (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの(注5)、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの(注5)または第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの(注5) 	7%
第14級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 	4%

	(8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの(注5)	
	(9) 局部に神経症状を残すもの	

(注1) 視力の測定は万国式試視力表によるものとします。

(注2) 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

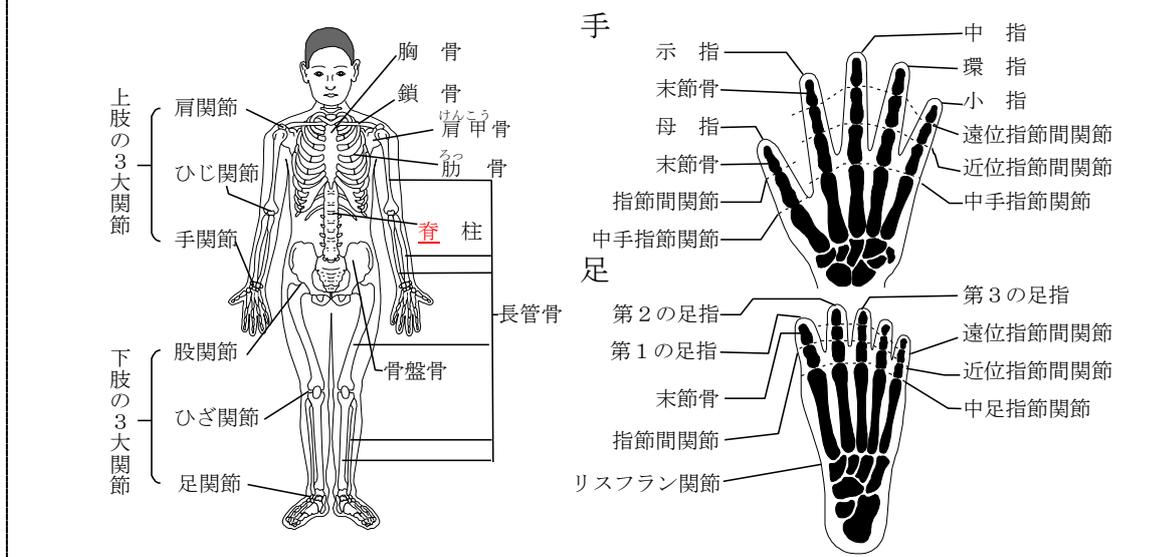
(注3) 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

(注4) 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。

(注5) 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

(注6) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とは、その関節より心臓に近い部分をいいます。

(注7) 関節等の説明図



別表2

ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨(注1)または脊柱(注1)
2. 長管骨(注1)に接続する上肢または下肢の3大関節部分(注1)。ただし、長管骨(注1)を含めギプス等(注2)を装着した場合に限ります。
3. 肋骨・胸骨(注1)。ただし、体幹部にギプス等(注2)を装着した場合に限ります。

(注1) 「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表1(注7)の関節等の説明図に示すところによります。

(注2) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

第6章 事故対応費用補償条項

第1条 (用語の定義)

この第6章 事故対応費用補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
き	居住地	被害者、被害者の法定相続人またはこれらの者の代理人の住所をいいます。
け	現地	事故発生地または被害者の収容地をいいます。
し	事故	他人に身体の障害を与えたことをいいます。
	示談交渉費用	被保険者が被害者との示談交渉に直接関連して、当会社の承認を得て支出した費用をいいます。
ひ	被害者対応費用	被保険者が被害者に対応するため、当会社の承認を得て支出した費用をいいます。
れ	連絡場所	被保険者の指定する現地以外の連絡場所をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、事故により特別約款第2条(当会社の支払責任)、第4章生産物補償条項第2条(当会社の支払責任)または第10章住宅改修補償条項第2条(当会社の支払責任)に基づき当社が保険金を支払う場合において、被保険者が負担した次の①・②の費用に対して、事故対応費用保険金を支払います。

- ① 被害者対応費用
- ② 示談交渉費用

第3条 (被害者対応費用の範囲)

被害者対応費用とは、被害者に対応するために要した次の①～④の費用をいいます。

- ① 被害者の法定相続人またはその代理人が、現地に赴いたときの次のア・イ.の費用。ただし、被害者1名につき2名分を限度とします。
 - ア. 交通費(注1)
 - イ. ホテル等客室料(注2)

- ② 被保険者がその役員、使用人またはこれらの者の代理人を、現地または居住地に派遣したときの次のア・イの費用
- ア. 交通費(注3)
 - イ. ホテル等客室料(注4)
- ③ 被保険者が必要とした通信費用
- ④ 被保険者が被害者の法定相続人またはその代理人と応対した場合の次のア・イの応対関係費用
- ア. ホテル、事務所等の応対施設借上げ費用
 - イ. 被害者の法定相続人またはその代理人が、連絡場所を訪問したときの次の(ア)・(イ)の費用
- (ア) 交通費(注5)
 - (イ) ホテル等客室料(注6)

(注1) 現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の往復交通費をいいます。

(注2) 現地および現地までの行程におけるホテル等の宿泊施設の客室料をいい、1名につき14日分を限度とします。ただし、宿泊施設に居住施設は含まれません。

(注3) 現地・居住地までの汽車、電車、船舶、航空機等の往復交通費をいいます。

(注4) 現地・居住地および現地・居住地までの行程におけるホテル等の宿泊施設の客室料をいいます。ただし、宿泊施設に居住施設は含まれません。

(注5) 連絡場所までの汽車、電車、船舶、航空機等の往復交通費をいいます。

(注6) 連絡場所および連絡場所までの行程におけるホテル等の宿泊施設の客室料をいい、1名につき14日分を限度とします。ただし、宿泊施設に居住施設は含まれません。

第4条 (示談交渉費用の範囲)

示談交渉費用とは、被害者または被害者の法定相続人または代理人との示談交渉に直接関連して要した次の①～③の費用をいいます。

- ① 交通費(注1)
- ② ホテル等客室料(注2)
- ③ 被保険者が必要とした通信費用

(注1) 現地・居住地までの汽車、電車、船舶、航空機等の往復交通費をいいます。

(注2) 現地・居住地および現地・居住地までの行程におけるホテル等の宿泊施設の客室料をいいます。ただし、宿泊施設に居住施設は含まれません。

第5条 (当会社の責任限度額)

当会社は、被保険者が負担した被害者対応費用および示談交渉費用の額を合算して、事故対応費用保険金として支払います。ただし、1事故および保険期間中につき500万円を限度とします。

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合）の費用に対して他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が費用の額を超えるときは、当社は、次の①・②のいずれかに該当する額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この章の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

次の算式によって算出した額。ただし、この章の支払責任額を限度とします。

保険金の額	=	費用の額	-	他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額
-------	---	------	---	-----------------------------

第7条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、これを当社に遅滞なく通知しなければなりません。なお、この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、これによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～④の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
- ② 保険証券
- ③ 当社の定める事故状況報告書
- ④ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①～④のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注)被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1)の確認をするため、次の①～④に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①～④に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)①～④の事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 60日
- ④ (1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1)被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3)弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (2)①～④に掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①～④に掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、(2)①～④に掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4) (1)～(3)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または被害者等が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)～(3)の期間に算入しないものとします。

(注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 10 条（読み替え規定）

この章においては、普通保険約款の規定中、下表に掲げる字句を同表のとおり読み替えて適用します。

規定	読み替え対象の字句	
第 6 条（保険責任の始期および終期）(3)	事故による損害	→ この章第 2 条（保険金を支払う場合）の費用を支出したことによる費用
第 13 条（重大事由による解除）(1)①	損害	→ 費用
第 13 条(3)	損害	→ 費用
	事故による損害	→ この章第 2 条（保険金を支払う場合）の費用を支出したことによる費用
第 16 条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(5)	事故による損害	→ この章第 2 条（保険金を支払う場合）の費用を支出したことによる費用
第 17 条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)	損害	→ 費用
第 27 条（時効）	第 25 条（保険金の請求）(1)に定める時	→ この章第 8 条（保険金の請求）(1)に定める時

第 11 条（普通保険約款等との関係）

この章に定めのない事項については、この章に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款、第 4 章生産物補償条項および第 10 章住宅改修補償条項の規定を適用します。

第 7 章 訴訟対応費用補償条項

第 1 条（用語の定義）

この第 7 章訴訟対応費用補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
し 事故	被保険者に訴訟関係費用が生じることをいいます。

そ	訴訟関係費用	民事訴訟法に規定する当事者照会、文書提出命令に対応するために要した文書作成費用、作業手当等をいいます。ただし、当社が妥当かつ必要と認めたものに限ります。
---	--------	--

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、特別約款第2条（当社の支払責任）、第4章生産物補償条項第2条（当社の支払責任）または第10章住宅改修補償条項第2条（当社の支払責任）に基づき当社が保険金を支払う場合にかぎり、事故に対して、訴訟関係費用保険金を支払います。

第3条（当社の責任限度額）

- (1) 当社が前条の規定に従い支払うべき保険金の額は、1事故および保険期間中につき500万円を限度とします。
- (2) 当社が保険金を支払った場合は、(1)の保険期間中の支払限度額から、当社が支払った保険金の額を控除した残額をもって、その事故が発生した時以降の保険期間に対する支払限度額とします。

第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

訴訟関係費用に対して他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が訴訟関係費用の額を超えるときは、当社は、次の①・②のいずれかに該当する額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この章の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

次の算式によって算出した額。ただし、この章の支払責任額を限度とします。

保険金の額	＝	費用の額	－	他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額
-------	---	------	---	-----------------------------

第5条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生した場合は、これを当社に遅滞なく通知しなければなりません。なお、この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、これによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第6条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、事故が生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が訴訟関係費用保険金の支払を請求する場合は、次の①～④の書類または証拠のうち

ち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 保険証券
- ③ 当社の定める事故状況報告書
- ④ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類
または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当社は、訴訟関係費用の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、被保険者が請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①～④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 被保険者が前条(2)の手続を完了した日をいいます。

(2) (1)の確認をするため、次の①～④に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①～④に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)①～④の事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 60日

- ④ (1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1)被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3)弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (2)①～④に掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①～④に掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、(2)①～④に掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

- (4) (1)～(3)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)～(3)の期間に算入しないものとします。

(注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第8条(読み替え規定)

当社は、この章においては、普通保険約款の規定中、下表に掲げる字句を同表のとおり読替えて適用します。

規定	読み替え対象の字句
第6条(保険責任の始期および終期)(3)	事故による損害 → この章の事故による費用
第13条(重大事由による解除)(1)①	損害 → 費用
第13条(3)	損害 → 費用
	事故による損害 → この章の事故による費用
第16条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(3)・(5)	事故による損害 → この章の事故による費用
第17条(保険料の返還-無効または失効の場合)(2)	損害 → 費用
第27条(時効)	第25条(保険金の請求)(1)に定める時 → この章第6条(保険金の請求)(1)に定める時

第9条(普通保険約款等との関係)

この章に定めのない事項については、この章に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款、第4章生産物補償条項および第10章住宅改修補償条項の規定を適用します。

第8章 人格権侵害補償条項

第1条（用語の定義）

この第8章人格権侵害補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

用語		定義
し	事故	被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設または施設の用法に伴う保険証券記載の仕事の遂行に起因して、保険期間中に被保険者もしくは被保険者以外の者が不当行為を行うことをいいます。
ふ	不当行為	次の①・②に該当する行為をいいます。 ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

第2条（当会社の支払責任）

この章において、当社が、保険金を支払うべき普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の損害は、特別約款第2条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、事故により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）および特別約款第3条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次の①～⑤に該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(注)に起因する賠償責任
- ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任

(注) 過失犯を除きます。

第4条（支払限度額）

普通保険約款第4条（保険金を支払う範囲および当会社の責任限度額）(2)の規定にかかわら

ず、当社が第2条（当社の支払責任）の定めに従い支払うべき保険金の額は、1事故および保険期間中につき300万円を限度とします。

第9章 管理下財物補償条項

第1条（用語の定義）

この第9章管理下財物補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

用語		定義
か	管理財物	被保険者が第1章基本条項第3条（対象とする業務）に規定する業務のために使用、管理する他人の財物（注）をいいます。 （注）自動車、原動機付自転車、船舶および航空機を除きます。
し	事故	管理財物が損壊、紛失または盗取、詐取されたことをいいます。ただし、管理財物が現金の場合には、盗取されたことのみを事故とみなします。
た	代理人	法定代理人をいいます。（注） （注）被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第2条（当社の支払責任）

この章において、当社が、保険金を支払うべき普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の損害は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、事故により、管理財物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、被保険者が次の①～④のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の代理人またはこれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取、詐取に起因する賠償責任
- ② 被保険者の使用人が所有または私用する財物が損壊、紛失し、または盗取されたことに起因する賠償責任
- ③ 管理財物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する賠償責任
- ④ 管理財物が寄託者または貸主に返還された日からその日を含めて30日を経過した後に発見された管理財物の損壊に起因する賠償責任

第4条（損害賠償金の範囲）

普通保険約款第4条（保険金を支払う範囲および当会社の責任限度額）①により当社が保険金を支払うべき損害賠償金の額は、事故の生じた地および時における被害管理財物の価額を超えないものとします。

第5条（当会社の責任限度額）

当社が第2条（当会社の支払責任）の定めに従い支払う保険金の額は、1事故につき100万円を限度とします。ただし、管理財物が現金の場合には1事故につき10万円を限度とします。

第10章 住宅改修補償条項

以下の補償条項は、証券面の「仕事の内容・終了時期」欄に「カイシュウ」の表示がある場合に適用されます。

第1条（用語の定義）

この第10章住宅改修補償条項において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
し 仕事	介護保険法に規定する住宅改修業務をいいます。

第2条（当会社の支払責任）

この章において、当社が保険金を支払うべき普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の損害は、特別約款第2条（当会社の支払責任）および第1章基本条項第3条（対象とする業務）の規定にかかわらず、被保険者が行う仕事の遂行に起因する損害に限ります。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次の①・②のいずれかの事由によって生じる損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次のア.～ウ.の偶然な事故
 - ア. 土地の沈下・隆起・移動・振動、土砂崩れに起因する土地の工作物・その収容物もしくは付属物・植物または土地の損壊
 - イ. 土地の軟弱化、土砂の流出・流入に起因する地上の構築物(注)、その収容物もしくは土地の損壊
 - ウ. 地下水の増減
- ② 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊

(注) 基礎および付属物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次の①～⑤のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の下請負人またはその使用人が、被保険者の業務(注1)に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ② 航空機または自動車の所有、使用もしくは管理(注2)に起因する賠償責任
- ③ 仕事の終了(注3)または放棄の後に仕事の結果に起因して負担する賠償責任(注4)
- ④ 被保険者の占有を離れた施設外にある財物に起因する賠償責任
- ⑤ 塵埃^{ホコリ}または騒音に起因する賠償責任

(注1) 下請業務を含みます。

(注2) 貨物の積み込みもしくは積み出し作業を除きます。

(注3) 仕事の目的物の引き渡しを要するときは引き渡しをいいます。

(注4) 被保険者が、仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材は仕事の結果とはみなしません。

第5条（保険期間の延長）

- (1) 保険証券記載の保険期間内(注)に仕事が終了しない場合は、保険契約者または被保険者は、終了予定日を遅滞なく書面をもって当社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の通知を受け、当社が承認した場合にかぎり、この章の保険責任期間は、延長されたものとします。
- (3) (1)の通知が行われなかった場合は、当社が延長を承認していたと認めるときにかぎり、保険責任期間が延長されたものとします。

(注) この保険契約を継続する場合、継続する保険期間を含みます。

第6条（下請負人危険補償）

この章における被保険者には、保険証券記載の被保険者のほか、そのすべての下請負人を含みます。

第11章 経済的損害補償条項

以下の補償条項は、証券面の「仕事の内容・終了時期」欄に「シエン」の表示がある場合に適用されます。

第1条（用語の定義）

この第11章経済的損害補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義
き	業務	次の①～④のいずれかに該当する業務をいいます。 ① 居宅介護支援 ② 介護予防支援 ③ 代行業務 ④ 訪問調査業務
せ	請求	被保険者が、職業上相当な注意を用いなかったことに基づいてなされた損害賠償請求をいいます。

第2条（当会社の支払責任）

この章において、当社が、保険金を支払うべき普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の損害は、特別約款第2条（当会社の支払責任）および第1章基本条項第3条（対象とする業務）の規定にかかわらず、業務の遂行に関する請求により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）①～⑧に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①～⑦のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者の犯罪行為(注1)または他人に損害を与えるべきことを予見しながらなした行為(注2)に起因する賠償責任
- ② 他人の身体の障害または財物の損壊または紛失、盗取に起因する賠償責任
- ③ 名誉毀損または秘密漏洩に起因する賠償責任
- ④ 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ⑤ 業務の通常の範囲内でない行為に起因する賠償責任
- ⑥ 業務の遂行につき所定の資格を有しない者が遂行した業務行為に起因する賠償責任
- ⑦ 保険契約締結の際、保険期間開始前に発生した原因または事由により、保険期間開始後、被保険者に対し請求のなされることを知っていた場合もしくは過失によってこれを知らなかった場合において、その原因または事由によって生じた賠償責任

(注1) 過失犯を除きます。

(注2) 不作為を含みます。

第4条（保険期間と保険責任の関係）

当社は、普通保険約款第6条（保険責任の始期および終期）(1)に掲げる保険期間中に、被保険者が日本国内において請求を受けた場合にかぎり、損害に対して保険金を支払います。

第5条（支払限度額）

当社が第2条（当社の支払責任）の定めに従い支払うべき保険金の額は、1請求および保険期間中につき300万円を限度とします。

第6条（1請求の定義）

支払限度額または免責金額(注)の適用において1請求とは、損害賠償請求権者の数にかかわらず、同一原因または事由に起因するすべての請求をいいます。

(注)被保険者の自己負担額をいいます。

第7条（記録の完備）

- (1) 被保険者は、業務遂行にあたり業務の執行に関する記録を備えておかなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なくこの義務を怠ったときは、当社は(1)の記録を備えていない業務に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第8条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険期間中に第2条（当社の支払責任）の請求を受けるおそれのある原因または事由が発生したことを知った場合は、その原因または事由の具体的状況を遅滞なく当社に通知しなければなりません。なお、この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が(1)の通知を行った場合に、その原因または事由に起因する損害について、保険期間終了後5年以内に被保険者に対して請求がなされたときは、その請求はこの保険契約の保険期間中になされたものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)の通知を怠った場合は、当社は、これによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（賠償の解決における被保険者の同意）

- (1) 普通保険約款第22条（当社による解決）の規定にかかわらず、当社が賠償責任の有無またはその額について請求権者と協定しようとする場合は、あらかじめ被保険者の同意を得るものとします。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)に定める同意をしない場合には、当社が保険金を支払うべき損害の額は、次の①・②に掲げる額の合計額を限度として算定するものとします。
 - ① 普通保険約款第4条（保険金を支払う範囲および当社の責任限度額）(1)①の損害賠償金については、もし被保険者が(1)の同意をしたならば損害賠償金の額として確定したと認められる額
 - ② 普通保険約款第4条（保険金を支払う範囲および当社の責任限度額）(1)②～⑥の費用については、当社が(1)の同意を求めた時まで発生した額

第 10 条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、請求による損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとしします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑤の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当社の定める事故状況報告書
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑤ その他当社が次条(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当社は、請求の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 11 条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、被保険者が請求完了日(注)からその日を含めて 30 日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①～④のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 被保険者が前条(2)の手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするため、次の①～④に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注 1)からその日を含めて次に掲げる日数(注 2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事

項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)①～④の事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 60日
- ④ (1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1)被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。
 (注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
 (注3)弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (2)①～④に掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①～④に掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、(2)①～④に掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1)～(3)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)～(3)の期間に算入しないものとします。

(注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第12条(求償権の不行使)

当社は、普通保険約款第28条(代位)(1)の規定に基づき移転する債権のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものにかぎり、これを行いません。ただし、これらの者の故意によって生じた損害の場合を除きます。

第13条(読み替え規定)

この章においては、普通保険約款の規定中、下表に掲げる字句を同表のとおり読み替えて適用します。

規定	読み替え対象の字句
第2条(保険金を支払う場合)	事故 → 請求
第4条(保険金を支払う範囲および当社の責任限度額)(1)③・(2)・(3)	事故 → 請求
第6条(保険責任の始	保険料領収前に生じた事 → 保険料領収前になされた請

期および終期) (3)	故による損害	求による損害
第 13 条 (重大事由による解除) (3)	事故	→ 請求
第 16 条 (保険料の返還または請求 - 告知義務・通知義務等の場合) (3)・(5)	事故	→ 請求
第 20 条 (事故発生時の義務)	事故	→ 請求
第 23 条 (先取特権)	事故	→ 請求
第 27 条 (時効)	第 25 条 (保険金の請求) (1)に定める時	→ 第 10 条 (保険金の請求) (1)に定める時

第 14 条 (普通保険約款等との関係)

この章に規定しない事項については、この章に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款および付帯されたその他の特約の規定を適用します。

約定履行費用保険普通保険約款

第1章 補償条項

第1条（用語の定義）

この約定履行費用保険普通保険約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50 音順)

用語		定義
け	継続契約	約定履行費用保険普通保険約款に基づく保険契約（以下「約定履行費用保険契約」といいます。）の保険期間の終了日（その約定履行費用保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日）の翌日を保険期間の開始日とする約定履行費用保険契約をいいます。
し	初年度契約	継続契約以外の約定履行費用保険契約をいいます。
た	他の保険契約等	この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の約定履行費用保険契約等の保険契約または共済契約をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が、偶然な事由が生じたときに一定の金銭等の債務を履行または免除する旨の約定を第三者との間であらかじめ行っている場合において、その約定を履行すること（以下、「事故」といいます。）によって被保険者が被る損害に対して、この約定履行費用保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、次の①・②のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意または重大な過失
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

第4条（保険金の支払額）

当社が支払う保険金の額は、損害の額（損害が生じたことにより回収した金額があるときは、この金額を控除した額とします。以下同様とします。）または支払限度額のうち、いずれ

か低い額とします。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、損害の額を超えるときは、当社は、次の①・②のいずれかに該当する額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}}$$

(2) (1)の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額(被保険者の自己負担額をいいます。以下同様とします。)の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第2章 基本条項

第6条（保険責任の始期および終期）

(1) 当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午前0時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）に始まり、末日の午後12時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に終わります。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた第2条（保険金を支払う場合）の偶然な事由による損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（保険期間と支払責任の関係）

(1) 当社は、保険期間中に第2条（保険金を支払う場合）の偶然な事由が生じた場合に限り、保険金を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、第2条（保険金を支払う場合）の偶然な事由の原因が生じた時が保険期間の開始時より前である場合は、当社は、保険金を支払いません。

(3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、第2条（保険金を支

払う場合)の偶然な事由の原因が生じた時が、この契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時より前である場合は、当社は、保険金を支払いません。

第8条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書(保険契約締結に際して、当社が提出を求めた書類があるときは、これを含みます。以下同様とします。)の記載事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①～④のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生前に、保険契約申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出した事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)に規定する事実が、当社保険契約申込書において定めた危険(損害の発生の可能性をいいます。)に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、(2)の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等に関する事項については、(2)の規定を適用します。
- (5) (2)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第16条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (6) (5)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

第9条 (通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実(他の保険契約等に関する事実については除きます。)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない

事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る必要はありません。

- (2) (1)の事実がある場合（(4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。）には、当社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (1)に規定する手続を怠った場合には、当社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が承認請求書を受領するまでの間に生じた第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは除きます。
- (5) (4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第10条（保険契約に関する調査）

- (1) 当社は、いつでも保険契約に関して必要な調査をすることができます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の調査を拒んだ場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、(2)に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には適用しません。

第11条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第12条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、第2条（保険金を支払う場合）の約定が消滅した場合は、この保険契約は効力を失います。

第13条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第14条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することがで

きます。

第15条（重大事由による解除）

(1) 当社は、次の①～③のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のア．～オ．のいずれかに該当すること。

ア．反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

イ．反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ．反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

エ．法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ．その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①～③に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①～③の事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当社は、被保険者が(1)③ア．～オ．のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

（注）被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

(3) (1)または(2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①～④の事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③ア．～オ．のいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③ア．～オ．のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第 16 条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第 17 条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第 8 条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合（同条(2)の規定による解除がなされた場合を除きます。）において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 第 9 条（通知義務）(1)の事実が生じた場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、同条(1)の事実が生じた時以降の期間（保険契約者または被保険者の申出に基づく、同条(1)の事実が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、第 9 条（通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第 2 条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第 18 条（保険料の返還—無効または失効の場合）

- (1) 第 11 条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
ただし、既経過期間中に損害が発生したことにより失効となる場合には、保険料は返還しません。
- (2) 保険期間が 1 年を超える保険契約が失効した場合には、当社がこれを知った日の属する保険年度（初年度については、保険契約の初日から 1 年間、次年度以降については、それぞれ

の保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。以下同様とします。) に対する保険料については、(2)の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当会社は、その全額を返還します。

第19条 (保険料の返還—取消しの場合)

第13条 (保険契約の取消し) の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第20条 (保険料の返還—解除の場合)

(1) 第8条 (告知義務) (2)、第9条 (通知義務) (2)、第10条 (保険契約に関する調査) (2)、第15条 (重大事由による解除) (1)または第17条 (保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合) (3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第14条 (保険契約者による保険契約の解除) の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

ただし、保険契約者が保険契約を解除した日を保険期間の初日として新たに保険契約を締結する場合には、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。

(3) 保険期間が1年を超える場合は、保険年度ごとに(2)の規定を適用します。

第21条 (事故の通知)

(1) 保険契約者または被保険者は、第2条 (保険金を支払う場合) の事故が発生したことを知った場合は、これを当会社に遅滞なく通知しなければなりません。なお、この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、これによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第22条 (損害防止義務および損害防止費用)

(1) 保険契約者または被保険者は、第2条 (保険金を支払う場合) の偶然な事由が生じたことを知った場合は、損害の防止または軽減に努めなければなりません。

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

損害の額	=	第2条 (保険金を支払う場合) の事故による損害の額	-	損害を防止または軽減するこ とができたと認められる額
------	---	-------------------------------	---	-------------------------------

第 23 条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第 2 条（保険金を支払う場合）の事故が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～④の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故状況報告書
 - ④ その他当社が次条(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 24 条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、被保険者が前条(2)の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて 30 日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①～④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①～④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
 - ② (1)①～④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)①～⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 - ⑤ 当会社への保険金請求が偶然な事由発生の相当期間後になる場合等の事故形態が特殊な場合において、(1)①～④までの事項を確認するための、関係者への聞き取り等の結果の照会 180日
- (3) (2)①～⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①～⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2)①～⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1)～(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)～(3)までの期間に算入しないものとします。
- (5) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第25条（時効）

保険金請求権は、第23条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第26条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社はその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この

場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は、当会社は、第三者に対して有する権利を行使することによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

第 27 条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が 2 名以上である場合は、当会社は、代表者 1 名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の 1 名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が 2 名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第 28 条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 29 条（準拠法）

この約定履行費用保険普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期率表

既経過期間	0 日	7 日まで	15 日まで	1 か月まで	2 か月まで	3 か月まで	4 か月まで	5 か月まで	6 か月まで	7 か月まで	8 か月まで	9 か月まで	10 か月まで	11 か月まで	12 か月まで
短期率	0 %	10 %	15 %	25 %	35 %	45 %	55 %	65 %	70 %	75 %	80 %	85 %	90 %	95 %	100 %

補償制度費用保険特約条項
(ホームヘルプサービス業務従事者感染症見舞金特約条項)

第1条 (用語の定義)

この顧客サービス補償費用保険特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
き	給付対象者	生活協同組合に雇用、または生活協同組合と委託契約を締結しホームヘルプサービス業務を行う者で感染症見舞金の給付対象者をいいます。
	業務	次の①・②の業務をいいます。 ① 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス（ただし、福祉用具貸与および特定福祉用具販売を除きます。） ② その他サービス（介護保険法に規定されていない業務をいい、以下、同様とします。）として行う家事援助、外出介助等、ならびに生活協同組合が行うその他の福祉事業（ただし、医療行為にあたる業務、例えば、看護、理学療法等によるリハビリ、医学的管理下における業務を除きます。）
	業務上罹患	給付対象者が業務遂行に起因して感染症に罹患したことをいい、次の①～④すべてを満たすものをいいます。 ① 給付対象者がホームヘルプサービス等を提供する際に罹患した感染症と証明できること ② ホームヘルプサービス利用者の居室または敷地内で罹患した感染症と証明できること ③ 感染症見舞金規程の感染症の範囲に規定する感染症であること ④ 生活協同組合が給付対象者の業務遂行に起因して罹患した感染症と認めるもの

第2条 (偶然な事由の定義)

約定履行費用保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払う場合）の「偶然な事由」とは、給付対象者に災害補償規程・見舞金給付規程・介護休業規程等の対象となる一定の事由が生じることをいい、具体的には以下のものをいいます。

<p>業務上罹患により、その直接の結果として発症の日から90日以内に次の①～⑤のいずれかに該当した場合</p> <p>① 給付対象者が、死亡した場合</p>
--

- ② 給付対象者が、後遺障害を被った場合
- ③ 給付対象者が、病院または診療所に入院した場合
- ④ 給付対象者が、病院または診療所に通院した場合
- ④ 給付対象者が、入院または通院し、発症日から1ヶ月以上業務を休業した場合

第3条（約定の定義）

普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の「約定」とは、被保険者が定める災害補償規程・見舞金給付規程・介護休業規程等（給付対象者に「偶然な事由」が生じた場合に、給付対象者に対し金銭等を給付する旨の約定をいいます。）をいい、具体的には以下のものをいいます。

「ホームヘルプサービス業務従事者感染症見舞金規程」（以下、「感染症見舞金規程」といいます。）

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）に規定する損害の他、次の①～⑥に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 故意または重大な過失
- ② インフルエンザによる他の給付対象者等への二次感染
- ③ インフルエンザで実通院日数が5日以内の場合
- ④ 給付対象者になってから10日以内に発症した感染症
- ⑤ 給付対象者が、海外から帰国後10日以内に発症した感染症
- ⑥ 給付対象者が、ホームヘルプサービス利用者のサービス利用終了の日から起算して30日経過後、発症した感染症

第5条（保険金の支払額）

当社が支払う保険金の額は、普通保険約款第4条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、次の①～⑤に掲げるとおりとします。

- ① 当社は、第2条（偶然な事由の定義）①の事由により、被保険者が感染症見舞金を支給する場合には、別表1に定める額を限度として、被保険者が支給する感染症見舞金に対して、感染症死亡見舞費用保険金を支払います。
- ② 当社は、第2条（偶然な事由の定義）②の事由により、被保険者が感染症見舞金を支給する場合には、別表1に定める額を限度として、被保険者が支給する感染症見舞金に対して、感染症後遺障害見舞費用保険金を支払います。
- ③ 当社は、第2条（偶然な事由の定義）③の事由により、被保険者が感染症見舞金を支給する場合には、別表1に定める額を限度として、被保険者が支給する感染症見舞金に対して、感染症入院見舞費用保険金を支払います。
- ④ 当社は、第2条（偶然な事由の定義）④の事由により、被保険者が感染症見舞金を支給する場合には、別表1に定める額を限度として、被保険者が支給する感染症見舞金に対して、感染症通院見舞費用保険金を支払います。

- ⑤ 当社は、第2条（偶然な事由の定義）⑤の事由により、被保険者が感染症見舞金を支給する場合には、別表1に定める額を限度として、被保険者が支給する感染症見舞金に対して、感染症休業見舞費用保険金を支払います。

第6条（通知義務）

普通保険約款第9条（通知義務）(1)に規定する「保険契約申込書の記載事項」とは、次の事項のみをいいます。

- ・ 感染症見舞金規程

第7条（保険料の支払）

保険契約者は、次の①・②に掲げる規定に基づき、当社に保険料を支払うものとします。

- ① 保険契約者は、保険契約締結と同時に保険証券記載の保険料（以下、「保険料」といいます。）を当社に支払わなければなりません。
- ② 保険期間が始まった後でも、当社は、①の保険料領収前に生じた事故に対しては、保険金を支払いません。

第8条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑥の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当社の定める事故状況報告書
 - ④ 感染症見舞金給付申請書
 - ⑤ 感染症罹患証明書
 - ⑥ その他当社が次条(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、被保険者が前条(2)の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」とい

います。) からその日を含めて 30 日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①～④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①～④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180日
- ② (1)①～④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1)①～⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- ⑤ 当社への保険金請求が偶然な事由発生の相当期間後になる場合等の事故形態が特殊な場合において、(1)①～④までの事項を確認するための、関係者への聞き取り等の結果の照会 180日

(3) (2)①～⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①～⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、(2)①～⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4) (1)～(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)～(3)までの期間に算入しないものとします。

(5) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第 10 条（名簿の備付）

保険契約者または被保険者は、常に債務履行の対象となりうるべき給付対象者の名簿または名簿に代わる資料を備え、当社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第 11 条（普通保険約款の適用）

この特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。

別表 1

感染症見舞費用保険金の種類		感染症見舞費用保険金額
感染症死亡見舞費用保険金		500,000 円
感染症後遺障害見舞費用保険金	<後遺障害等級>	
	1 級	500,000 円
	2 級	450,000 円
	3 級	400,000 円
	4 級	350,000 円
	5 級	300,000 円
	6 級	250,000 円
	7 級	200,000 円
	8 級	150,000 円
	9 級	100,000 円
	10 級	75,000 円
	11 級	50,000 円
	12 級	40,000 円
	13 級	30,000 円
14 級	20,000 円	
感染症入院見舞費用保険金	<実入院日数>	
	1 日以上 3 日以内	10,000 円
	4 日以上 7 日以内	20,000 円
	8 日以上	30,000 円
感染症通院見舞費用保険金	<実通院日数>	
	1 日以上 3 日以内	5,000 円
	4 日以上 7 日以内	10,000 円
	8 日以上	15,000 円
感染症休業見舞費用保険金	<休業期間>	
	1 ヶ月以上 2 ヶ月未満	平均報酬月額 0.5 ヶ月分
	2 ヶ月以上 3 ヶ月未満	平均報酬月額 1.0 ヶ月分
	3 ヶ月以上	平均報酬月額 1.5 ヶ月分

感染症休業見舞費用保険金の「平均報酬月額」は、休業前 3 ヶ月分の報酬額から 1 ヶ月あたりの平均額を算出したものとする。ただし、休業前の報酬支給が 3 ヶ月に満たない場合には、次の方法により算出した額とする。

休業前の報酬支給	算 出 方 法
2 ヶ月以上 3 ヶ月未満	2 ヶ月分の報酬額の 1 ヶ月平均額
2 ヶ月未満	1 ヶ月分の報酬額

- ※ 休業前の報酬支給が 1 ヶ月に満たない場合は、その期間の報酬とする。
- ※ 報酬額：交通費、会議会、通信費等は含まない。
- ※ 平均報酬月額 0.5 ヶ月分の上限は 10 万円とする。
- ※ 平均報酬月額の計算上 100 円未満の端数が生じる場合には、100 円未満を切捨てる。

ホームヘルプサービス業務従事者感染症見舞金規程

(感染症見舞金の給付対象者)

第1条 生活協同組合に雇用、または生活協同組合と委託契約を締結しホームヘルプサービス業務を行う者を感染症見舞金の給付対象者とする。

(業務の定義)

第2条 業務とは、下記に定めるものをいう。

- (1) 介護保険法第7条第5項に規定する業務（居宅サービス事業）
- (2) その他サービス（介護保険法に規定されない業務。以下同じ。）として行う家事援助、外出介助等、ならびに生活協同組合が行うその他の福祉事業（ただし、福祉用具貸与ならびに医療行為にあたる業務、例えば、看護、理学療法等によるリハビリ、医学的管理下における業務を除く。）

(感染症の業務上罹患の定義)

第3条 業務遂行に起因して感染症に罹患した場合とは、下記の条件全てを満たすものをいう。

- (1) 給付対象者がホームヘルプサービス等を提供する際に罹患した感染症と証明できること。
- (2) ホームヘルプサービス利用者の居室または敷地内で罹患した感染症と証明できること。
- (3) 第6条（感染症の範囲）に規定する感染症であること。
- (4) 生活協同組合が給付対象者の業務遂行に起因して罹患した感染症と認めるもの。

(雇用または委託契約終了後の取扱)

第4条 雇用または委託契約の終了の日以降に発症した感染症については、感染症見舞金の給付を行わない。ただし、次の条件全てを満たす場合には、感染症休業見舞金を除く感染症見舞金を給付する。

- (1) 雇用または委託終了の日から起算して30日を経過する日までに発症した感染症
- (2) ホームヘルプサービス利用者のサービス利用終了の日から起算して30日以内に発症した感染症

(感染症見舞金の給付)

第5条 感染症見舞金は次の各号の定めに従い給付する。

- (1) 感染症死亡見舞金

給付対象者が、業務遂行に起因して感染症に罹患し、その感染症の発症日から90日以内に死亡した場合は、別表1「感染症見舞金額表」（以下、「別表1」という。）に掲げる感染症死亡見舞金を遺族に対して給付する。

- (2) 感染症後遺障害見舞金

給付対象者が、業務遂行に起因して感染症に罹患し、その感染症の発症日から90日以内に後遺障害が生じた場合は、労働者災害補償保険法（政府労災）施行規則別表第1の基準に該当する等級により、別表1に掲げる感染症後遺障害見舞金を給付対象者本人に対して給付

する。

(3) 感染症入院見舞金

給付対象者が、業務遂行に起因して感染症を罹患し、その感染症の発症日から 90 日以内に入院した場合は、別表 1 に掲げる感染症入院見舞金を実入院日数に応じ給付対象者本人に対して給付する。

(4) 感染症通院見舞金

給付対象者が、業務遂行に起因して感染症に罹患し、その感染症の発症日から 90 日以内に通院した場合は、別表 1 に掲げる感染症通院見舞金を実通院日数に応じ給付対象者本人に対して給付する。

(5) 感染症休業見舞金

給付対象者が、業務遂行に起因して感染症に罹患し、その感染症の発症日から 90 日以内に入院または通院し発症日から 1 ヶ月以上業務を休業した場合は、その期間に応じて別表 1 に掲げる感染症休業見舞金を給付する。

2. 前項に定める感染症死亡見舞金は、次の順位に基づき、遺族に給付する。同順位で受取人が複数存在する場合は、当該遺族の間で受取人を決定する。

- ①配偶者
- ②子、子がない場合は孫
- ③父母、父母がない場合は祖父母
- ④兄弟姉妹

(感染症の範囲)

第 6 条 感染症の範囲は、別表 2「感染症の定義」のとおりとする。

(感染症見舞金の給付金額等)

第 7 条 給付する感染症見舞金の額は、別表 1 に定める額とする。

(感染症見舞金の給付制限)

第 8 条 第 5 条（感染症見舞金の給付）の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、感染症見舞金の給付を行わない。

- (1) 不正な感染症見舞金の給付申請であることが判明した場合
- (2) 感染症見舞金の給付申請にあたり、提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) その他、感染症見舞金の給付が妥当でないと判断した場合

2. 第 5 条（感染症見舞金の給付）の規定にかかわらず、感染症見舞金の給付対象者が次の各号のいずれかに該当する事由により感染症に罹患した場合には、感染症見舞金の給付を行わない。

- (1) 故意または重大な過失
- (2) インフルエンザによる他の給付対象者等への二次感染
- (3) インフルエンザで実通院日数が 5 日以内の場合
- (4) 給付対象者になってから 10 日以内に発症した感染症
- (5) 給付対象者が、海外から帰国後 10 日以内に発症した感染症

(6) 給付対象者が、ホームヘルプサービス利用者のサービス利用終了の日から起算して 30 日経過後、発症した感染症

3. 給付対象者が第 5 条（感染症見舞金の給付）の感染症に罹患した場合、すでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の感染症を罹患した後に別の疾病の影響により同条の感染症が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する感染症見舞金の額を給付する。

（感染症見舞金の申請手続き）

第 9 条 感染症見舞金の申請手続きは次のとおりとする。

- (1) 給付対象者または感染症見舞金の申請者は、給付事由発生後直ちに、発生の状況および感染症の程度を通知しなければならない。
- (2) 感染症見舞金の申請者は、別表 3「給付申請に必要な書類」に掲げる必要書類を添えて申請するものとする。

（法令等との関係）

第 10 条 感染症見舞金の給付に関して、この規程に定めのないことについては、日本国内の法令の定めるところによる。

附則

この規程は、平成 年 月 日から適用する。

別表 1

感染症費用見舞金の種類		感染症見舞費用保険金額
感染症死亡見舞費用保険金		500,000 円
感染症後遺障害見舞費用保険金	<後遺障害等級>	
	1 級	500,000 円
	2 級	450,000 円
	3 級	400,000 円
	4 級	350,000 円
	5 級	300,000 円
	6 級	250,000 円
	7 級	200,000 円
	8 級	150,000 円
	9 級	100,000 円
	10 級	75,000 円
	11 級	50,000 円
	12 級	40,000 円
	13 級	30,000 円
	14 級	20,000 円
感染症入院見舞費用保険金	<実入院日数>	
	1 日以上 3 日以内	10,000 円
	4 日以上 7 日以内	20,000 円
	8 日以上	30,000 円
感染症通院見舞費用保険金	<実通院日数>	
	1 日以上 3 日以内	5,000 円
	4 日以上 7 日以内	10,000 円
	8 日以上	15,000 円
感染症休業見舞費用保険	<休業期間>	
	1 ヶ月以上 2 ヶ月未満	平均報酬月額 0.5 ヶ月分
	2 ヶ月以上 3 ヶ月未満	平均報酬月額 1.0 ヶ月分
	3 ヶ月以上	平均報酬月額 1.5 ヶ月分

感染症休業見舞費用保険金の「平均報酬月額」は、休業前 3 ヶ月分の報酬額から 1 ヶ月あたりの平均額を算出したものとする。ただし、休業前の報酬支給が 3 ヶ月に満たない場合には、次の方法により算出した額とする。

休業前の報酬支給	算 出 方 法
2 ヶ月以上 3 ヶ月未満	2 ヶ月分の報酬額の 1 ヶ月平均額
2 ヶ月未満	1 ヶ月分の報酬額

- ※休業前の報酬支給が1ヶ月に満たない場合は、その期間の報酬とする。
- ※報酬額：交通費、会議費、通信費等は含まない。
- ※平均報酬月額0.5ヶ月分の上限は10万円とする。
- ※平均報酬月額の計算上100円未満の端数が生じる場合には、100円未満を切捨てる。

別表 2

感染症の定義

感染症とは、つぎに定義する疾病とし、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいう。

分類項目（小分類）	基本分類コード
腸管感染症	A00～A08
感染症と推定される下痢及び胃腸炎	A09
呼吸器結核	A15～A16
その他の結核	A17～A19
百日咳	A37
敗血症	A40～A41
その他の細菌性疾患	A20～A36、A38～A39、A42～A49
梅毒	A50～A53
淋菌感染症	A54
主として性的伝播様式を伴うその他のウイルス疾患	A55～A64
ヘルペスウイルス感染症	B00
水痘	B01
帯状疱疹	B02
麻疹	B05
風疹	B06
皮膚及び粘膜の病変を伴うその他のウイルス疾患	B03～B04、B07～B09
B型ウイルス肝炎	B16～B17.0、B18.0～B18.1
C型ウイルス肝炎	B17.1、B18.2
その他のウイルス肝炎	B15、B17.2～B17.8、B18.8～B19
ヒト免疫不全ウイルス	B20～B24

〔HIV〕病	
ムンプス	B26
その他のウイルス性疾患	A80～A99、B25、B27～B34
皮膚糸状菌症	B35
カンジダ症	B37
その他の真菌症	B36、B38～B49
結核の続発・後遺症	B90
その他の感染症及び寄生虫の続発・後遺症	B91～B94
その他の感染症及び寄生虫症	A65～A79、B50～B89、B95～B99
インフルエンザ	J10～J11
肺炎	J12～J18
皮膚及び皮下組織の感染症	L00～L08
その他の関節障害	M00～M03

別表 3

給付申請に必要な書類

感染症見舞費用 保険金の種類 必要書類	感 染 症 死 亡	感 染 症 後 遺 障 害	感 染 症 入 院	感 染 症 通 院	感 染 症 休 業	備 考
感染症見舞保険 金 給付申請書	○	○	○	○	○	
感染症罹患証明 書	○	○	○	○	○	
診断書または 入院通院自己申 告書			○ 申告書も可	○ 申告書も可	○ 診断書	診断書または申告書は、実 入・通院日数の確認できる もの ※感染症休業見舞費用保険金 を申請する場合は必ず診断書 を取り付ける。
後遺障害診断書		○				感染症後遺障害見舞費 用保険金を申請する場合 に提出
死亡診断書又は 死体検案書	○					感染症死亡見舞費用保 険金を申請する場合に提 出
同意書	○	○	○	○	○	
戸籍謄本	○					感染症死亡見舞金を申 請する場合に提出

※ 感染症死亡見舞金とあわせて感染症入院見舞金・感染症通院見舞金、または感染症後遺障害見舞金とあわせて感染症入院見舞金・感染症通院見舞金を申請する場合は、入院通院自己申告書ではなく、必ず診断書を取り付けてください。

※ 入院通院自己申告書を提出した場合でも、治療等の内容を確認できない場合には診断書を取り付けていただく場合があります。

傷害保険普通保険約款

第 1 章 用語の定義条項

第 1 条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

用語		定義
い	医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
き	危険	傷害の発生の可能性をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
	公的医療保険制度	次の①～⑦のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
し	歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
	事故	急激かつ偶然な外来の事故をいいます。

	手術	<p>次の①・②のいずれかに該当する診療行為をいいます。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(注1)。ただし、次のア.～オ.のいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア. 創傷処理</p> <p>イ. 皮膚切開術</p> <p>ウ. デブリードマン</p> <p>エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術</p> <p>オ. 抜歯手術</p> <p>② 先進医療(注2)に該当する診療行為(注3)</p> <p>(注1) 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。</p> <p>(注2) 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。</p> <p>(注3) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。</p>
	傷害	<p>身体の傷害をいいます。この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みますが、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状は含みません。また、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、この傷害には含みません。</p>
た	他の保険契約等	<p>この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。</p>
ち	治療	<p>医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。</p> <p>(注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。</p>
つ	通院	<p>病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。</p>
	通院保険金日額	<p>保険証券記載の通院保険金日額をいいます。</p>

に	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
	入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
ひ	被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
ほ	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
	保険金額	保険証券記載の死亡・後遺障害保険金額をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が日本国内または国外において事故によって被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当社は、次の①～⑪のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ④ 次のア.～ウ.のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 被保険者が法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
 - イ. 被保険者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - ウ. 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注4)
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発

性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑨～⑪の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

(注3) 運転する地における法令による運転資格をいいます。

(注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 使用済燃料を含みます。

(注6) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、被保険者が頸部症候群(注1)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(注2)のないものに対しては、その症状の原因がいかなくなるときでも、保険金を支払いません。

(注1) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注2) 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、次の①・②のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間

② 次のア.～ウ.のいずれかに該当する間。ただし、下記ウ.に該当する場合を除き、自動車もしくは原動機付自転車を用いて道路上で競技等(注1)をしている間または道路上で競技等(注1)に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を使用している間については、保険金を支払います。

ア. 被保険者が乗用具(注2)を用いて競技等(注1)をしている間

イ. 被保険者が乗用具(注2)を用いて競技等(注1)を行うことを目的とする場所において、競技等(注1)に準ずる方法・態様により乗用具(注2)を使用している間

ウ. 被保険者が、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車を用いて競技等(注1)をしている間または競技等(注1)に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を使用している間

(注1) 次のア.・イ.のいずれかのことを行うことをいいます。

ア. 競技、競争もしくは興行またはそれらのための練習

イ. 性能試験を目的とする運転または操縦

(注2) 自動車、原動機付自転車、モーターボート、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。

第5条（死亡保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、

事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額(注)を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(注)既に支払った後遺障害保険金がある場合は、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{死亡保険金の額} = \text{保険金額} - \text{既に支払った後遺障害保険金の額}$$

- (2) 第32条（死亡保険金受取人の変更）(1)・(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第32条（死亡保険金受取人の変更）(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第6条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{後遺障害保険金の額} = \text{保険金額} \times \text{別表2に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、(1)の保険金額に乗じる保険金支払割合は次の①～④のとおりとします。
- ① 別表2の第1級～第5級に掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
- ② ①以外の場合で、別表2の第1級～第8級に掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
- ③ ①・②以外の場合で、別表2の第1級～第13級に掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合がその重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- ④ ①～③以外の場合、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

$$\boxed{\text{後遺障害保
険金の額}} = \boxed{\text{保 険
金額}} \times \left[\boxed{\text{別表 2 に掲げる加重後の後
遺障害に該当する等級に対
する保険金支払割合}} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に
該当する等級に対する
保険金支払割合}} \right]$$

(6) (1)～(5)の規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第 7 条（入院保険金および手術保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第 2 条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{入院保険金の額}} = \boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院した日数(注)}}$$

(注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第104号）第 6 条（臓器の摘出）の規定によって、同条第 4 項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(4) 当会社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第 2 条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の①・②の算式によって算出した額を手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1 事故に基づく傷害について、1 回の手術に限ります(注 1)。

① 入院中(注 2)に受けた手術の場合

$$\boxed{\text{手術保険金の額}} = \boxed{\text{入院保険金日額}} \times 10$$

② ①以外の手術の場合

$$\boxed{\text{手術保険金の額}} = \boxed{\text{入院保険金日額}} \times 5$$

(注 1) 1 事故に基づく傷害に対して①・②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

(注 2) 第 2 条の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第 8 条（通院保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第 2 条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{通院保険金の額}} = \boxed{\text{通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院した日数(注)}}$$

(注)90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯の損傷等の傷害を被った別表3に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等(注)を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。

(注)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

- (3) 当社は、(1)・(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第9条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合、または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第10条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 次の①・②のいずれかにより、被保険者の被った第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- ① 被保険者が第2条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響
- ② 被保険者が第2条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、被保険者の被った第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第11条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注)保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

第12条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事

実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次の①～④のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合(注)

③ 保険契約者または被保険者が、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被る前に、告知事項につき書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合、または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。

第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）

(1) 保険契約締結の後、次の①～③のいずれかに該当した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

① 被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合

② 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合

③ 保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合

(2) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合において、変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料が変更前の職業または職務に対して適用された保険料よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注)があった後に生じた事故による傷害に対しては、次の算式によって算出した割合により、保険金を削減して支払います。

$$\text{保険金を削減する割合} = \frac{\text{変更前の職業または職務に対して適用された保険料}}{\text{変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料}}$$

(注) (1)①～③の変更の事実をいいます。

(3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを

知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合、または職業もしくは職務の変更の事実(注)が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(注)(1)①～③の変更の事実をいいます。

(4) (2)の規定は、職業または職務の変更の事実(注)に基づかずに発生した傷害については適用しません。

(注)(1)①～③の変更の事実をいいます。

(5) (2)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注1)によって、この保険契約の引受範囲(注2)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注1)(1)①～③の変更の事実をいいます。

(注2)保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(6) (5)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注)があった時から解除がなされた時まで発生した事故による傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注)(1)①～③の変更の事実をいいます。

第14条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第15条(保険契約の無効)

次の①・②のいずれかに該当する事実があった場合には、保険契約は無効とします。

① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合

② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合(注)に、その被保険者の同意を得なかったとき。

(注)被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第16条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第17条(保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第19条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次の①～⑤のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のア．～オ．のいずれかに該当すること。
 - ア．反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ．反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ．反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ．法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ．その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①～④の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注)暴力団、暴力団員(※)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(※)暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

(2) 当会社は、次の①・②のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

- ① 被保険者が、(1)③ア．～ウ．またはオ．のいずれかに該当すること。
- ② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③ア．～オ．のいずれかに該当すること。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

(3)(1)・(2)の規定による解除が傷害(注1)の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①～⑤の事由または(2)①・②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害(注1)に対しては、当会社は、保険金(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金(注2)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1)(2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。
(注2)(2)②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③ア.
～オ. のいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第20条（被保険者による保険契約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次の①～⑥のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対して、この保険契約(注)を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1)①・②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1)③ア. ～オ. のいずれかに該当する場合
- ④ 前条(1)④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②～④のほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②～④の場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、(1)①～⑥のいずれかに該当する事由がある場合において、被保険者から(1)の規定による解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1)①の事由がある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

(4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対して、その旨を書面により通知するものとします。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

第21条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第22条（保険料の返還または請求一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

(1) 第12条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

- (2)職業または職務の変更の事実(注1)が生じた場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の職業または職務に対して適用された保険料と変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料との差に基づき、職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時以降の期間(注2)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(注1)第13条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)①～③の変更の事実をいいます。
 (注2)保険契約者または被保険者の申出に基づく、第13条(1)①～③の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

- (3)当社は、保険契約者が(1)・(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注)当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りま。

- (4)(1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (5)(2)の規定により追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実(注)があった後に生じた事故による傷害に対しては、次の算式によって算出した割合により、保険金を削減して支払います。

$$\text{保険金を削減する割合} = \frac{\text{変更前の職業または職務に対して適用された保険料}}{\text{変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料}}$$

(注)第13条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)①～③の変更の事実をいいます。

- (6)(1)・(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

- (7)(6)の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い保険金を支払います。

第23条(保険料の返還—無効または失効の場合)

- (1)保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、第15条(保険契約の無効)①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
 (2)保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第5条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

第24条（保険料の返還—取消しの場合）

第17条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第25条（保険料の返還—解除の場合）

(1) 第12条（告知義務）(2)、第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）(5)、第19条（重大事由による解除）(1)または第22条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、次の算式によって算出した保険料を返還します。

$$\boxed{\text{返還する保険料}} = \boxed{\text{保険料(注1)}} - \boxed{\text{既経過期間に対し別表4に掲げる短期率によって計算した保険料}}$$

ただし、中途更改(注2)により保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(注1) この保険契約に対して適用された保険料をいいます。

(注2) 保険契約の条件を変更するため、保険契約を解除した日を保険期間の初日として、保険契約者を同一とする保険契約を新たに締結することをいいます。

(3) 第19条（重大事由による解除）(2)の規定により、当社が保険契約(注)を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(4) 第20条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により、保険契約者が保険契約(注1)を解除した場合には、当社は、保険料(注2)から既経過期間に対し別表4に掲げる短期率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注1) その被保険者に係る部分に限ります。

(注2) この保険契約に対して適用された保険料のうちその被保険者に係る部分をいいます。

(5) 第20条（被保険者による保険契約の解除請求）(3)の規定により、被保険者が保険契約(注1)を解除した場合には、当社は、保険料(注2)から既経過期間に対し別表4に掲げる短期率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(注1) その被保険者に係る部分に限ります。

(注2) この保険契約に対して適用された保険料のうちその被保険者に係る部分をいいます。

第26条（事故の通知）

(1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたとき、または被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合、または遭難した場合は、

保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

(3) 次の①・②のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)・(2)の規定のいずれかに違反した場合

② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)・(2)の規定による通知または説明のいずれかについて知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合

第27条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の①～⑤の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時

② 後遺障害保険金については、次のア・イ. のいずれか早い時

ア. 被保険者に後遺障害が生じた時

イ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時

③ 入院保険金については、次のア・イ. のいずれか早い時

ア. 被保険者が被った第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時

イ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時

④ 手術保険金については、被保険者が第2条の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時

⑤ 通院保険金については、次のア. ～ウ. のいずれか早い時

ア. 被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時

イ. 通院保険金の支払われる日数が90日に達した時

ウ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表5に掲げる書類または証拠のうち当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の①～③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)

② ①に規定する者がいない場合、または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①・②に規定する者がいない場合、または①・②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った

後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 次の①～③のいずれかに該当する場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合

② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)・(3)・(5)の書類のいずれかに事実と異なる記載をした場合

③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)・(3)・(5)の書類または証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

第28条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①～④の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1)の確認をするため、次の①～⑤に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①～⑤に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

② (1)①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①～④の事

項の確認のための調査 60日

- ⑤(1)①～④の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3)弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)・(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。

(注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1)・(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第29条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第26条（事故の通知）の規定による通知または第27条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による被保険者の診断書または死体検案書の提出にあたり、診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。

(注1)死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2)収入の喪失を含みません。

第30条（時効）

保険金請求権は、第27条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第32条（死亡保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を發した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の規定による死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) (2)・(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 死亡保険金受取人が、被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。

(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

- (9) 保険契約者は、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第33条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第34条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合、またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第35条（契約内容の登録）

- (1) 当社は、この保険契約締結の際、次の①～⑥の事項を一般社団法人日本損害保険協会に登録することができるものとします。
- ① 保険契約者の氏名・住所・生年月日
 - ② 被保険者の氏名・住所・生年月日・性別、同意の有無
 - ③ 死亡保険金受取人の氏名
 - ④ 保険金額・入院保険金日額・通院保険金日額
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ 当会社名、保険種類、証券番号
- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を一般社団法人日本損害保険協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4) 一般社団法人日本損害保険協会および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を次の①・②に該当するもの以外に公開しないものとします。
- ① (1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店
 - ② 犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関
- (5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または一般社団法人日本損害保険協会に照会することができます。

第36条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 1

第 4 条（保険金を支払わない場合—その 2）①の運動等

	運動等
1	山岳登山(注 1) (注 1)ピッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミングおよびフリークライミングをいいます。
2	リュージュ、ボブスレー、スケルトン
3	スカイダイビング
4	航空機(注 2)操縦(注 3) (注 2)航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。 (注 3)職務として操縦する場合は含みません。
5	ハンググライダー搭乗
6	モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等の超軽量動力機 (注 4)搭乗 (注 4)パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
7	ジャイロプレーン搭乗
8	その他 1～7 に類する危険な運動

別表 2

後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(注1)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力(注1)が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(注1)が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(注2)	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力(注1)が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(注3) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%

第5級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(注1)が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの(注4) 	59%
第6級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力(注1)が0.1以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの(注2) 	50%
第7級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(注1)が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの(注2) (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの(注3) (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(注5) (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睪丸を失ったもの 	42%

第8級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力(注1)が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの(注2) (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの(注3) (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの(注4) 	34%
第9級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力(注1)が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力(注1)が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの(注2) (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの(注3) (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの(注4) (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの(注5) (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの 	26%

<p>第10級</p>	<p>(1) 1眼の矯正視力(注1)が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの(注3) (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの(注4) (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	<p>20%</p>
<p>第11級</p>	<p>(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの(注2) (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの(注5) (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>	<p>15%</p>

<p>第12級</p>	<p>(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの(注2) (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの(注3) (11) 1足の第2の足指を失ったもの(注4)、第2の足指を含み2の足指を失ったもの(注4)または第3の足指以下の3の足指を失ったもの(注4) (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの(注5) (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの</p>	<p>10%</p>
<p>第13級</p>	<p>(1) 1眼の矯正視力(注1)が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの(注3) (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの(注4) (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの(注5)、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの(注5)または第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの(注5)</p>	<p>7%</p>

第 14 級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3 歯以上に対し歯科補綴^{てつ}を加えたもの (3) 1 耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指の用を廃したもの (注 5) (9) 局部に神経症状を残すもの 	4%
--------	--	----

(注1) 視力の測定は万国式試視力表によるものとします。

(注2) 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

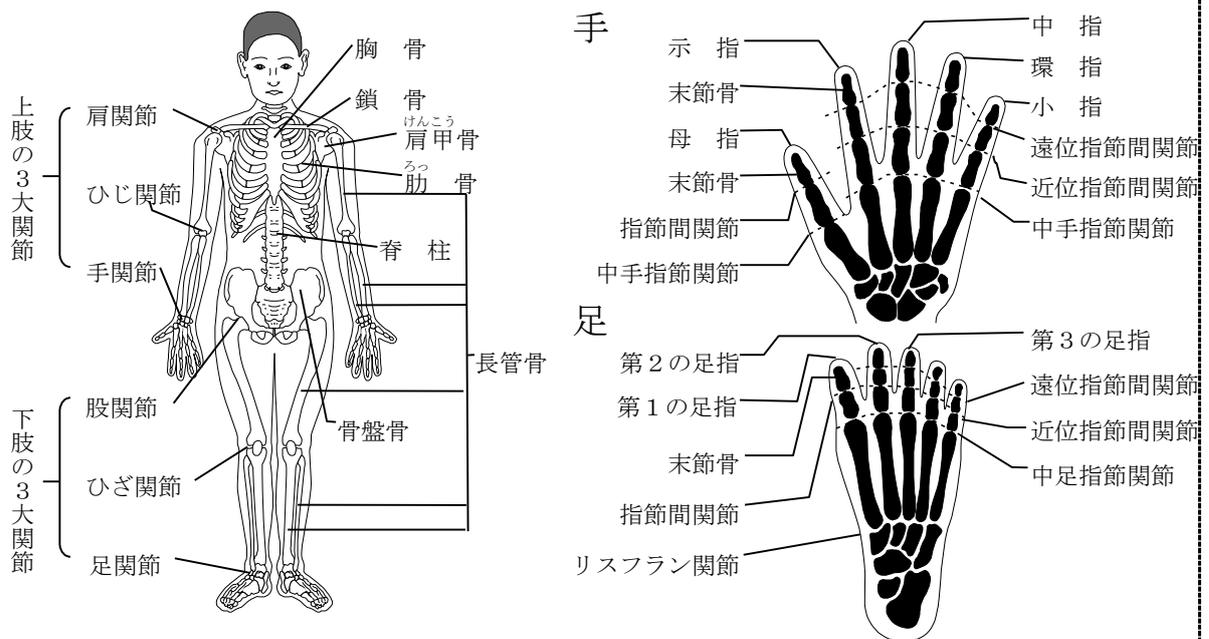
(注3) 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

(注4) 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。

(注5) 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

(注6) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とは、その関節より心臓に近い部分をいいます。

(注7) 関節等の説明図



別表 3

ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨(注1)または脊柱(注1)
2. 長管骨(注1)に接続する上肢または下肢の3大関節部分(注1)。ただし、長管骨(注1)を含めギプス等(注2)を装着した場合に限ります。
3. 肋骨・胸骨(注1)。ただし、体幹部にギプス等(注2)を装着した場合に限ります。

(注1)「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表2(注7)の関節等の説明図に示すところによります。

(注2)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

別表 4

短期率表

短期率は、下記割合とします。

既経過期間	割合(%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

別表 5

保険金請求書類

提出書類	死 亡	後 遺 障 害	入 院	手 術	通 院
1. 保険金請求書	○	○	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○	○
4. 公の機関の事故証明書(注1) <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">(注1)やむを得ない場合には、第三者の事故証明書とします。</div>	○	○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書	○				
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書		○	○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○		○
8. 死亡保険金受取人(注2)の印鑑証明書 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">(注2)死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人とします。</div>	○				
9. 被保険者の印鑑証明書		○	○	○	○
10. 被保険者の戸籍謄本	○				
11. 死亡保険金受取人を定めなかった場合は、法定相続人の戸籍謄本	○				
12. 保険金の請求を第三者に委任する場合は、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書	○	○	○	○	○
13. その他当会社が第28条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○	○

(注3) 保険金を請求する場合には、○を付した書類または証拠のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

就業中における傷害のみの傷害特約

当社は、この特約により、保険証券記載の被保険者がその職業または職務に従事している間（注）に被った普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害に限り、保険金を支払います。

（注）通勤途上は、職業または職務に従事している間に含まれます。

準記名式契約特約（一部付保）（同一保険金額用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
ほ 保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条（被保険者の範囲）

(1) 当社は、この特約により、下欄記載の業務に従事中の者を被保険者とします。

(業務)

生協が行う福祉事業

(員数)

(2) (1)の規定にかかわらず、次条に規定する名簿に記載のない者は、被保険者には含みません。

(3) (1)の規定にかかわらず、普通保険約款第19条（重大事由による解除）(2)の規定により当社が保険契約(注)を解除した場合、第20条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により保険契約者が保険契約(注)を解除した場合、または同条(3)の規定により被保険者が保険契約(注)を解除した場合には、その被保険者は、解除した時以後、この保険契約の被保険者ではなくなるものとします。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第3条（業務従事者名簿の備付け）

保険契約者は、保険期間中に前条(1)の業務に従事することが予定される者を特定し、その全員を示す名簿を備え、当社がその閲覧または写しの提出を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（死亡・後遺障害保険金額および入院保険金日額等）

死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第5条（被保険者の減員または増員）

(1) 保険期間の中途において被保険者が減員または増員となった場合は、保険契約者は、遅滞なく、書面をもってその員数を当社に通知しなければなりません。

(2) 被保険者が増員となった場合において、保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、(1)の増員の事実があった後に生じた事故による傷害に対しては、次の算式によって算出した額をもって各被保険者の死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

各被保険者の死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額	=	保険証券記載の被保険者1名あたりの死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;">保険証券記載の被保険者数</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;">保険証券記載の被保険者数</td> <td style="width: 30%; text-align: center; padding: 5px;">+</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;">増員数</td> </tr> </table> </td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> </table>	保険証券記載の被保険者数		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;">保険証券記載の被保険者数</td> <td style="width: 30%; text-align: center; padding: 5px;">+</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;">増員数</td> </tr> </table>	保険証券記載の被保険者数	+	増員数	
保険証券記載の被保険者数											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;">保険証券記載の被保険者数</td> <td style="width: 30%; text-align: center; padding: 5px;">+</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;">増員数</td> </tr> </table>	保険証券記載の被保険者数	+	増員数								
保険証券記載の被保険者数	+	増員数									

第6条（保険料の返還または請求－被保険者の減員または増員の場合）

(1) 前条(1)の規定による通知があった場合には、当社は、次の①・②のとおり取り扱います。

① 被保険者が減員となった場合

減員者について保険料(注)から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、この特約が付帯された保険契約に通算短期率適用契約に関する特約（団体活動日特定方式または個人活動日特定方式用）または通算短期率適用契約に関する特約（前年活動実績方式または平均活動日数方式用）が付帯された場合には、保険料を返還しません。

② 被保険者が増員となった場合

増員者について未経過期間に対し月割をもって計算した保険料を請求します。ただし、この特約が付帯された保険契約に通算短期率適用契約に関する特約（団体活動日特定方式または個人活動日特定方式用）または通算短期率適用契約に関する特約（前年活動実績方式または平均活動日数方式用）が付帯された場合には、増員者について保険証券記載の保険期間に対応する保険料を請求します。

(注) この保険契約に対して適用された保険料のうちその減員者に係る部分をいいます。

(2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、前条(1)の増員の事実があった後に生じた事故による傷害に対しては、次の算式によって算出した額をもって各被保険者の死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

各被保険者の死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額	=	保険証券記載の被保険者1名あたりの死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;">保険証券記載の被保険者数</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;">保険証券記載の被保険者数</td> <td style="width: 30%; text-align: center; padding: 5px;">+</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;">増員数</td> </tr> </table> </td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> </table>	保険証券記載の被保険者数		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;">保険証券記載の被保険者数</td> <td style="width: 30%; text-align: center; padding: 5px;">+</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;">増員数</td> </tr> </table>	保険証券記載の被保険者数	+	増員数	
保険証券記載の被保険者数											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;">保険証券記載の被保険者数</td> <td style="width: 30%; text-align: center; padding: 5px;">+</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;">増員数</td> </tr> </table>	保険証券記載の被保険者数	+	増員数								
保険証券記載の被保険者数	+	増員数									

第7条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 普通保険約款第19条（重大事由による解除）(2)の規定により、当社が保険契約(注)を解除した場合には、当社は、保険料を返還しません。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

- (2) 普通保険約款第20条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により、保険契約者が保険契約(注)を解除した場合には、当社は、保険料を返還しません。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

- (3) 普通保険約款第20条（被保険者による保険契約の解除請求）(3)の規定により、被保険者が保険契約(注)を解除した場合には、当社は、保険料を返還しません。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

第8条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第25条（保険料の返還－解除の場合）(3)・(4)・(5)の規定は適用しません。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

第1条（戦争危険等免責の一部修正）

(1) 当社は、この特約により、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）(1)⑨の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注1)。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為(注2)に対しては、保険金を支払います。

(注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

」

(2) 当社は、この保険契約に付帯された他の特約に普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）(1)⑨と同じ規定がある場合には、その規定についても(1)と同様に読み替えて適用します。

第2条（特約の解除）

テロ行為(注1)の発生の可能性が著しく増加したことによって、この特約の引受範囲(注2)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する48時間以前の書面による予告をもって、この特約を解除することができます。

(注1) 政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

(注2) この特約を引き受けることができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第3条（特約解除の効力）

前条の規定により当社がこの特約を解除する場合には、将来に向かってのみ第1条（戦争危険等免責の一部修正）(1)・(2)の読み替えはなかったものとします。

訴訟の提起に関する特約

訴訟の当事者となる保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が次の①・②のいずれかに該当する場合には、普通保険約款第37条（訴訟の提起）の規定にかかわらず、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。

- ① 日本国以外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である場合
- ② 日本国外に主たる事務所を有する法人または団体である場合

共同保険に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
ひ 引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第2条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために、次の①～⑩に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約上の規定に基づく告知または通知の受領等
- ④ 保険契約の条件の変更の承認または保険契約の解除
- ⑤ 保険金請求権等に関する次のア・イ．に掲げる事項
 - ア． 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認
 - イ． 保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡または消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡または消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書等の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①～⑨の事務または業務に付随する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①～⑩に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。